

(A)

2001年6月20日

第2委員会議長報告書

「民事及び商事に関する裁判管轄権並びに判決の承認及び執行」に関する事項の付託を受けた第2委員会は、2001年6月6日から20日までの第1回会期の間、「提起されたいかなる提案についても、コンセンサス又はコンセンサスに近い合意が達成される場合を除き、決定をすることなく、それらについて議論することを目的とする」との2000年5月12日の一般問題特別委員会の採択した勧告のもと、与えられた課題を処理してきた。

この会期においてなされた提案は、1999年10月30日の条約準備草案の精査及びその後に「重要問題及び技術的問題の解決のための提案を審議し起草することを促進することを視野に入れて」非公式ベースで開催された諸会合の結果としての提案を含み、作業文書第98「第2委員会の議論の結果についての暫定的概要」及びその添付文書に反映されている。これらは、到達した結論並びに将来の検討に委ねられた問題及び選択肢の全体像を示すものである。

議論の結果に照らし、第1委員会は、この問題についての作業の継続にはすべての代表が第2委員会の作業再開の前に協議をすることができるようにすることが必要であると考えられるかもしれない。もしそうであれば、その協議のためには合理的な期間が与えられることが望ましい。その期間は、代表が交渉のための十分に明確な指示を得ることができるように十分な長さであるべきであるが、しかし、続けられている議論にとって必要な継続性を失い、これまでに達成された成果の利益を失うほど長期にわたるべきではない。

(B)

2001年6月21日

第1委員会議長提案(可決)

- 第1委員会は、全会一致で、民事及び商事に関する裁判管轄権並びに判決の承認及び執行に関する全世界的条約の交渉について決定をするため数ヶ月のうちに再度会合を開く必要があると考えるに至った。代表は、全会一致で、このプロジェクトが極めて重要性であるとの見解を表明した。
- 第1委員会をさらに開催する必要があることに鑑みれば、2000年5月の特別委員会の決定により予定されている第2回外交会議は、いまや2002年末までには開催できないであろうと認識される。
- 次回の第1委員会の準備のために精力的な協議が直ちに開始されることが不可欠であると共通して認識される。
- 第1委員会は、次のセッションにおいては、協議の結果を踏まえて、交渉が成功裡に完了するための前提条件の性質と現状を隈無く精査すべきであると合意した。その前提条件の中には、次のものが含まれるであろう。
 - 現時点ではコンセンサスがまだ欠けている重要な領域におけるアプローチの方法について十分な合意があるか否かの検討。
 - 成果を得ることを確保するための交渉の方法
 - 将来の交渉スケジュール。

(C)

2001年6月6日から20日までの

第1回外交会議第2委員会の議論の結果概要

暫定条文案

事務局及び報告者作成

趣旨を明確にすべく、1999年の条約準備草案に規定された条文の順序に従っている。条約の構成及び形式については最終的な議論を待つことが了解されている。^{*}

第Ⅹ章 適用範囲

第1条 事項的適用範囲

1 この条約は、民事及び商事に関する事項に適用される¹。この条約は、特に、国家歳入、関税その他²行政に関する事項には及ばない³。

2 この条約は、次の事項には適用されない。

- a) 自然人の地位及び能力
- b) 扶養義務
- c) 夫婦財産制及び婚姻又はそれに類似する関係から生ずる他の権利及び義務
- d) 遺言及び相続
- e) 倒産、和議その他類似の手続
- f) 社会保障
- g⁴) 仲裁及びそれに関連する手続⁵
- h) 海事

^{*} 注：諸提案は、加盟国政府代表のいずれかによって支持されたもののみである。

¹ 第1文に「締約国の裁判所において」という語を挿入すべであるとの提案がなされたが、これについては議論がなされなかった。Preliminary Document No.11(ナイ・ポカール報告書)の31頁によれば、この条約の適用は裁判所の手続に限定されるべきであるというのが特別委員会におけるコンセンサスであったとされていることに注意。公正証書を例外とする可能性はあるものの、このコンセンサスから離れるべきであるとの示唆が外交会議でなされたわけではない(35条の箇所参照)。しかし、第12条の適用範囲に一定の行政機関の決定も含めるべきである旨の提案があったことに注意。後述注90参照。

² 国家歳入も関税も行政的性格のものであることを示すために、「その他」という語を挿入することが合意された。

³ 「行政に関する事項」という語の意味と範囲をより明確にすべきである旨の希望が表明された。そして、より明確に規定する試みもなされたが、コンセンサスは得られなかった。この明確化のため、第3項<この条約案では第4項>を第1項と合体させることもあり得る。

⁴ 代替的紛争解決も、それが同意判決や第36条により裁判所が認可した和解になった場合を除き、この条約の適用範囲外とすることについて一般的合意があった。

⁵ もし後述の第3項が採用されるならば、この項は削除されることになるう。

[i) 反トラスト又は競争法上の請求]⁶

[j) 原子力責任]⁷

k⁸) 選択肢A

[暫定的支払命令を除く保全処分(protective and provisional measures)]⁹

選択肢B

[[第13条及び第23A条に定めるものを除く]保全処分(protective or provisional measures)]¹⁰

[l) 不動産に関する物権]¹¹

[m) 法人の有効性、無効又は解散及びこれらに関する決定]¹²

[3 この条約は、仲裁及び仲裁に関する手続には適用されず、判決を下した裁判所による裁判管轄権の行使が仲裁合意に反する場合にその判決の承認及び執行を締約国に義務づけるものではない。]¹³

4 紛争は、政府、その部局又は他の政府を代理して行為する者が手続の一方当事者であるとの一事をもって、この条約の適用から除外されることはない。

5 この条約は、主権国家若しくはその機関又は国際機関の特権及び免除に影響を与える

⁶ さらに検討が必要であるとされたものの、アメリカにおいて「反トラスト法上の請求 (anti-trust claims)」とされているものの一定の局面(シャーマン法、クレイトン法及び連邦取引委員会法の反トラストに係る部分)、すなわち、カルテル、独占、市場支配力の濫用、水平的又は垂直的取引制限、合併及び買収、価格固定又は価格差別は、この条約から除外されるべき旨の提案のアプローチに対しては一般的合意があった。他方、「不正競争 (unfair competition; concurrence de'loyale)」といった語では、いくつかの法制度では欺罔的な (misleading or deceptive) 行為、ただ乗り (passing off)、並びに、商標、著作権及び特許権の侵害などの事項を含むことになるので、行き過ぎであることが一般に認められた。除外すべき範囲を定義し、かつ、国際的に理解される適切な用語を見いだすという問題はなお残されている。

⁷ 提案されたこの除外についてはコンセンサスはない。

⁸ 第13条(選択肢A)が採用される場合には、この項目は削除されることになる。

⁹ この選択肢の趣旨は(後述の第13条に関する議論参照)、保全処分をこの条約の適用範囲から除外することにあるが、暫定的支払命令についての裁判管轄は禁止管轄リストに服することを確保することにある。この選択肢の提案者らは、明確化のため、承認及び執行に関する章に、暫定的支払命令はこの条約上は承認執行されない旨の規定を置くことに賛成している。

¹⁰ この選択肢Bは、第一次的には、この条約の適用範囲から保全処分を除外することを望む見解に基づくものである。選択肢Aとの違いは、「or」という語を用い、かつ、暫定的支払命令には言及しないことによって、あらゆる範疇の保全処分をことさらに除外している点にある。しかし、括弧書きの中の「第13条及び第23A条に定めるものを除く」という語を採用するというもう一つのオプションもあり、これは、保全処分に関する裁判管轄及び承認執行についての限定的な条文を置くことに賛成する人々のためのものである。いずれの選択肢に関してもコンセンサスはない。

¹¹ この事項を条約の適用範囲から除外することが提案された。後述の第12条第1項参照。

¹² この事項を条約の適用範囲から除外することが提案された。後述の第12条第2項参照。

¹³ この提案は、仲裁合意に違反し、又は仲裁判断に矛盾して下された判決は承認執行されないことを明記することを求める意見に沿うものである。この提案についてはコンセンサスはない。

ものではない。

第2条 領域的適用範囲¹⁴

1 第2章の規定は、すべての当事者がその国に常居所を有する場合を除くほか、締約国の裁判所において適用する。ただし、すべての当事者がその国に常居所を有する場合であっても、次の各号に掲げる条は、それぞれ当該各号に定めるときには適用する。

a) 第4条 当事者が、他の締約国の裁判所が紛争について判断する管轄権を有する旨の合意をしているとき[。ただし、その紛争が国際的な性格を有する場合に限る。]¹⁵

b) 第12条 専属管轄権に関するとき

c) 第21条及び第22条 裁判所が、その紛争を他の締約国の裁判所において判断すべきであることを理由として、管轄権を行使しないか又は手続を停止するかを決定を求められるとき

2 第3章の規定は、他の締約国においてされた判決の承認及び執行について適用する。

第* * 章 裁判管轄権

第3条 被告の普通裁判籍¹⁶

1 この条約の規定に従うことを条件として、被告の[常居所][居所]の国の裁判所において、その被告に対する訴えを提起することができる。

[2 この条約の適用上、自然人は、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める国に居所を有するものとする。

a) その者が一つの国のみに居住する場合 その国

b) その者が複数の国に居住する場合 次のいずれかの国

i) その者が主たる居所を有する国

ii) その者がいずれの国にも主たる居所を有しないときは、その者が居住するそれぞれの国]¹⁷

¹⁴ 本条第1項の修正に関する別の提案が、Annex 1の提案4の一部として存在する。

¹⁵ ただし書のないa号のままでは、当事者がすべて同一国に常居所を有しているのみならず、その国に法律関係及び係争事項が集中しているような純粋な国内事案にまでこの条約を適用することになる効果を持つことになってしまうとの懸念が表明された。Preliminary Document No.11の41頁、注40の共同報告者の報告参照。括弧の中の語は国際的な関連性があることを要求するものである。しかし、この提案に対しては、紛争が国際的なものであるのはどういう場合かを定義することは困難であり、そのため、異なる解釈がなされることになるとの指摘がなされた。この問題は選択された裁判所のみが決定すべきであるとの見解も表明された。その他、a号は削除し、その結果、管轄合意に係るすべての当事者が同一国に常居所を有している場合にはこの条約(第4条を含む。)は適用されないことにすべきであるとの見解や、そのような場合には選択された裁判所は管轄権を行使しないことができるように第22条を拡張すべきであるとの見解もあった。

¹⁶ 普通裁判籍としての被告の法廷地については合意がある。

¹⁷ 「常居所(habitual residence)」は、1980年の国際的な子の奪取の民事面に関する条約をはじめとするヘーグ諸条約の解釈においてあまりにも技術的な意味内容を獲得してしまっているとの見解が表明された。他方、「常居所」という確立した概念の継続性に好意的

3 この条約の適用上、自然人以外の社団又は財団(an entity or person other than a natural person)は、次のいずれかに該当する場合、その国に[常居所][居住地]を有するものとする。

- (a) その国に本店 (statutory seat) が所在する場合
- (b) その国の法に基づき設立した場合
- (c) その国に中央統轄地 (central administration) がある場合
- (d) その国に業務の中心地 (principal place of business) がある場合¹⁸

第4条 裁判所の選択

1 当事者が特定の法律関係に関係して生じた、又は生じるであろう全ての紛争について、締約国の[1つ又は複数の]¹⁹裁判所が裁判管轄権を有する旨の合意をしたときは、[その締約国の]²⁰[これらの]²¹裁判所は裁判管轄権を有し[(ただし、その裁判所が事物管轄権を有することを条件とする。)]²²、その管轄権は、当事者が別段の合意をしない限り、専属的なものとする。専属的な効果を与える合意により、非締約国の[1つ又は複数の]裁判所が指定されている場合には、締約国の裁判所は、選択された[その]²³裁判所が管轄権を行使しない場合を除き、管轄権を行使せず、又は手続を停止しなければならない。[その合意が、(たとえば詐欺又は脅迫により)承諾を欠くため又は無能力により無効であるか否かは、国際私法の規則を含む国内法による。]²⁴

であり、「居住地(residence)」ではあまりにも関連性が稀薄でよいことになってしまうことを懸念する見解もあった。また、現在の第18条第2項 i 号には「被告の居所(temporary residence)」が禁止管轄原因として規定されていることにも注意が喚起された。提案されている第2項が受け容れられる場合には、それに伴う他の条項の修正が必要となろう。また、定義規定を別に設けるべき旨の提案もあった。これらの点についてコンセンサスはない。

¹⁸ この項については合意があるようである。ただし、[常居所]とするか否かについては注17参照。仮に第2項が挿入される場合には項の番号のつけ直しが必要となる。

¹⁹ 第1項は、契約中の合意管轄条項によって、国内法によれば本来は事物管轄を持たない特定の裁判所に管轄が与えられると解釈することを裁判所に許すことになってしまいかねないという懸念に対応して、第1項においては、「1つの裁判所(a court)」と規定するのではなく、選択された国の「複数の裁判所(the courts)」と規定すべきである旨の提案がなされた。合意管轄条項は、被告に対する人的な管轄を与えるものであって、選択された裁判所の権限外の事物管轄を与えるものではないことについては一般的な合意があった。Preliminary Document No.11の44頁の共同報告者のコメント参照。もっとも、この提案するところが必要であるのか、適当であるのかについては疑問も表明された。

²⁰ 注19参照。

²¹ 注19参照。

²² これは、注19で言及した問題に対処するための別の提案である。

²³ 注19参照。

²⁴ この提案は、管轄合意の実質的有効性は訴訟の係属した法廷地の国内法(法選択規則を含む。)によって定めることを確認するためのものである。これは同時に、実質的有効性とは承諾や能力に影響を与える問題だけに限られるのであって、合理性や公序の問題には及ばないことを確認することも目的としている。もっとも、合理性の点は承諾や能力という問題の判断要素になり得るとの反対意見もあった。また、契約の有効性に関する一般的なルールは承諾や能力に限定して適用されるわけではないとの指摘もなされた。第4項及び第5

2 前項に定める合意は、次のいずれかによって行われ場合には、方式に関して有効なものとする。

a) 書面によった場合又は後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段によった場合

b) 口頭によってされ、書面により又は後の参照の用に供しうる情報を残す他のすべての通信手段により確認された場合

c) 当事者に通常遵守されている慣行に従った場合

d) 当事者が知り、又は知り得べき慣行であって、関連する特定の商取引における同様の性質を有する契約の当事者に通常遵守されているものによった場合²⁵

3 被告が締約国の裁判所においてその裁判管轄権を明示的に受諾し、かつ、その受諾が[書面によりされ又は書面により証明される場合には]、その裁判所は管轄権を有する。²⁶

[4 管轄権に関する合意の実質的有効性は、法廷地の抵触法規則により指定される準拠法により決定される。]²⁷

5 [当事者は管轄権に関する合意をする権利を奪われることはない。]²⁸[もともと、] [管轄権に関する合意及び信託証書中の類似の規定は、第7条、第8条又は第12条の規定と抵触する場合には、その効力を有さない。]²⁹

第5条 応訴管轄³⁰

[被告は、[少なくとも]³¹本案についての最初の抗弁提出の時まで[は][ホワイト・リストの]条項に基づく管轄権を争う権利を有する。]³²

第6条 契約³³

項、並びに、注27及び注28も参照のこと。この提案に関してはコンセンサスはない。

²⁵ 修正されたこの項は合意によって受け入れられた。修正箇所は、柱書きから「又は確認された」という語を削除し、より適切な場所であるb号に移した点である。

²⁶ この項は、管轄合意をしているわけではない国の裁判所に被告が出廷し、防御活動を行うことに同意した場合を扱うものである。この規定の目的に関しては合意があるものの、「書面」性については第2項と同様の規定にすべきである旨の見解も表明された。

²⁷ これは、上記の注24で議論した問題についての別の提案である。

²⁸ この提案は、消費者取引や労働契約などこの条約で規定する特定の場を除き、明示の禁止規定や公序条項を用いることによって、国内法により管轄合意をすることを禁止することはできないことを明らかにするためのものである。Preliminary Document No.11の42頁の共同報告者の見解参照。この提案についてはコンセンサスはない。

²⁹ これは1999年10月の条約準備草案の条文案である。合意管轄条項と消費者取引・労働契約との関係はなお未解決である。

³⁰ 後述の27A条も参照のこと。

³¹ “not later than at”という語を削除して、“at least until”というごと差し換えるべきである旨の提案があった。この提案の趣旨は、これは最低限度の条件であることを明確にすることにある。しかし、コンセンサスは得られなかった。

³² この規定は国内法が果たすべき適切な役割に対する干渉であるので、全体として削除すべきであるとの提案があった。

³³ 契約事件についての管轄原因に関してはコンセンサスはない。以下においては2つのオ

[選択肢A]

1 第7条及び第8条の規定に従うことを条件として、]³⁴原告は、次の場合には、当該国の裁判所に契約に関する訴えを提起することができる。ただし、その請求がその活動に直接関係している契約に基づくもので「あり、かつ、その国と被告との全体としての関係が被告をその国での訴訟に服させることを合理的なものとするもので」³⁵ある場合に限る。

a) 当該国において被告が頻繁(frequent)[かつ][又は]³⁶重大な(significant)活動をした場合

[b) 当該国に向けて被告が頻繁[かつ][又は]重大な活動をした場合]³⁷

[第1案³⁸]

2 前項の適用上、「活動」とは次のいずれか又はその組み合わせをいう。

a) その種の契約の締結のための被告の商業的又は専門的な事業の[継続的かつ重大な]促進(promotion)

b) その種の契約の交渉のための被告の継続的な(regular or extended)所在。ただし、その契約の少なくとも一部がその国で履行された場合に限る。[この号における履行とは、金銭貸借又は通貨の売買契約の場合を除き、非金銭的な履行[のみ]をいう。]³⁹

c) 物又はサービスの全部又は重大な部分の供給による契約の履行]

[第2案⁴⁰]

2 前項の適用上、「活動」とは、特に、契約の促進、交渉及び履行を含む。]

[3 前二項の規定は、被告がその国で契約を締結し又は契約を履行することを避ける合理的な措置をとっていた場合には適用しない。]⁴¹]

プシオンが存在する。ひとつの選択肢は活動(activity)に着目するものであり(この選択肢の中にさらに選択肢がある)、他方の選択肢は履行地に着目するものである。

³⁴ これは、まだ決定がなされていない消費者取引及び労働契約に関する規定との関係に言及するものである。

³⁵ <note 37(翻訳の都合上、暫定条文案の注番号とは異なっており、暫定条文案では注37であることを示す。以下同じ。)>括弧内の文言が採用されれば、頻発かつ/又は重大な活動という要件に加えて、これも具備すべき要件となる。

³⁶ <note 35>これは、頻繁さの要件と重大さの要件とは累積的とするか、選択的とするかという問題が未解決であることを示すものである。

³⁷ <note 36>これは、被告の活動が法廷地国でなされなければならないのか、それとも、法廷地国の外から法廷地国に向けてなされる場合でもよいのかという問題が未解決であることを示すものである。

³⁸ この第1案では、「活動」とは、a号からc号までで定義される促進、交渉及び履行に限定されることになる。

³⁹ 括弧内の語は、採用されれば、購入代金又は提供されたサービスに対する料金の支払いを「履行」から除外することになる。

⁴⁰ この第2案では、促進、交渉及び履行という活動は「活動」の範囲に含まれるが、それ以上に「活動」の要素を定義するものではない。

⁴¹ この提案は、第1案をとるか第2案をとるかにかかわらず検討を要するものであり、特定の国において義務を負うに至ることを避ける措置をとることによって、その国の裁判所の

[選択肢B⁴²

原告は、次の国の裁判所に契約に関する訴えを提起することができる。

- a) 物の引渡しに関する事項については、当該物が全部又は一部引き渡された国
- b) サービスの提供に関する事項については、当該サービスが全部又は一部提供された国
- c) 物の引渡し及びサービスの提供の双方に関連する事項については、主要な義務の履行の全部又は一部がされた国]

[第7条 消費者による契約⁴³

1 この条は、個人的、家族的又は家事的な目的のために主として行為する自然人（消費者）と取引又は専門的な目的のために行為する相手方との間の契約に適用する。[ただし、当該相手方が、消費者が主として個人的、家族的又は家事的な目的のために契約を締結しようとしていたことを知らず、また、知るべき理由もないこと、及び、仮にそのことを知っていたならば契約関係に入らなかったであろうことを証明した場合には、この限りではない。]⁴⁴

2 [第5項から第7項まで]の規定に従うことを条件として、消費者が常居所を有する国において又はその国に向けて相手方がした契約の促進又は交渉を含む活動から生じた契約に請求が関連している場合には、消費者は、その国の裁判所に[訴訟][契約に関する訴え]⁴⁵を提起することができる。[ただし⁴⁶、[当該相手方が次のことを証明した場合]⁴⁷[次の場合]

管轄に服することになるのを避けている企業(電子取引をする企業を含む。)を保護しようとするものである。

⁴² この選択肢Bは、1999年10月の条約準備草案の条文案である。

⁴³ この第7条は、第4項までの共通の規定と3つの選択肢(そのうち、選択肢Bには2つのオプションがある。)からなる。これらの選択肢は、関係する法律が消費者契約においても管轄合意を許容しており、その合意が第4条第項及び第2項の要件に合致しており、かつ、その合意が準拠法上その実質に関して有効である場合には、管轄合意を許容することを求めるいくつかの国の代表の主張を実現するためのものである。また、企業対消費者契約をこの条約の適用範囲から排除するという第4の選択肢も提案された。以上のような理由から、第7条は全体として括弧に入れられている。いずれを削除し、いずれを選ぶか、どの点についてもコンセンサスはない。

⁴⁴ 括弧に入っている但書の目的は、特に、電子取引などの遠距離取引に従事している企業側の当事者に一定の保護を与えようとするものである。そのような取引においては、企業側の当事者は誰と交渉をしているのか、相手方が自分自身について表明していることが真実なのかを容易には確認することができないからである。もっとも、この但書を挿入することに対しては、買主が消費者であったとは気がつかなかったという企業側の主張を覆すことは極めて困難であるとの理由から反対する見解もあった。

⁴⁵ 消費者が提起する訴訟のすべてが契約に関する訴えであるわけではない。一般の不法行為訴訟や、消費者保護のために立法された制定法に規定された訴訟原因に基づく民事訴訟ということもある。いくつかの国の代表は第2項を契約に関する訴えに限定することを求めた。この点についてコンセンサスはない。

⁴⁶ これはいわゆる「小さな店」の例外である。これは、旅行者などの外国の消費者と専ら自己の常居所地国において取引をした企業側当事者を保護しようとするものである。しか

は、この限りではない。

- a) 消費者が他の国において契約締結に必要な手段をとった[こと][場合][かつ、
- b) 消費者が当該他の国に所在する間に物又はサービスが消費者に提供された[こと][場合]]^{48]}

[3 前項の適用において、相手方がある国に常居所を有する消費者と契約を締結することを避ける合理的な手段をとったことを証明した場合には、活動は、その国に向けてしたものとしてはならない。]⁴⁹

4 [第5項から第7項まで]の規定に従うことを条件として、契約の相手方の消費者に対する訴えは、この条約上、消費者の常居所地国の裁判所にのみ提起することができる。⁵⁰

選択肢A⁵¹

5 第4条の規定は、消費者と相手方との間の管轄合意が紛争発生後に締結された場合には、この合意に適用される。⁵²

6 紛争発生前に消費者と相手方とが第4条第1項及び第2項の要件を満たす管轄合意を締結した場合には、消費者は当該合意において指定された国の裁判所に相手方に対する訴訟を提起することができる。⁵³

7 紛争発生前に消費者と相手方とが第4条第1項及び第2項の要件を満たす管轄合意を締結した場合には、当該合意が締結された時点において当該消費者が常居所を有する国の

し、このような規定は、この条約が適用される訴訟の対象にはなりそうにもない少額の取引にしか関係しないので、その必要性について疑問が提起された。

⁴⁷ この規定は、a号及びb号の2つの要件が具備されていることの証明責任を企業側当事者に課すものである。これに対しては、この証明責任の程度が小さな企業にとっては高すぎるのではないかと懸念が表明された。いずれにせよ、この事項について解決が与えられなければ、証明責任が誰にあるのかという問題は不明確なままとなり、相異なる解釈を生むことになるであろう。この点についてコンセンサスはない。

⁴⁸ a号に規定された要件に、この要件を付加するかどうかについてコンセンサスはない。

⁴⁹ この規定は、特定の国において義務を負うに至ることを避けることによって、当該国の裁判所の管轄に服することを避ける措置をとっている電子取引業者を含む企業側当事者に保護を与えようとするものである。この規定についてコンセンサスはない。

⁵⁰ これは原則規定として提案されたものであり、選択肢Aから選択肢Cまでがこの例外となる。

⁵¹ この選択肢Aは、2001年4月にエジンバラで開催された非公式協議において提示された解決案の改定案である。Preliminary Document No.15, Annex III-A参照。これは、消費者契約における管轄合意条項は、消費者の常居所地国法上有効であり、かつ、承認及び執行が求められた締約国が提案されている第25bis条に規定された宣言をしている場合に、有効と定めるものである。便宜上、この第25bis条は選択肢Aの中にも規定されている。いくつかの国の代表から複雑さを理由として反対が表明されたが、選択肢のリストの中から削除してしまうとの合意は得られなかった。

⁵² これは、1999年10月の条約準備草案第7条第3項a号に定められた条文である。

⁵³ これは、1999年10月の条約準備草案第7条第3項b号に定められた条文を再録するものである。第7条第2項に規定された法廷地を含む他の法廷地に加えて、指定された法廷地に訴訟を提起することを消費者に認めるという限りでは争いはない。争いがあるのは、消費者による訴訟の提起は選択された法廷地においてに限定されるのか否かをめぐってである。

法律により当該合意が両当事者を拘束するとされているときにおいてのみ、第4条は当該合意に適用される。⁵⁴

第25条の冒頭に次の語を加える。

「第25bis条に従うことを条件として」

次の条文を挿入する。

[第25bis条⁵⁵

1 締約国は、次の場合には、本章による判決の承認若しくは執行をしないことの宣言、又は、本章による判決の承認若しくは執行をするための条件を特定する宣言をすることができる。

a) 判決が第7条第2項[又は第8条第2項]⁵⁶に定める国の裁判所により下されたものであること、かつ、

b) 当事者が、第4条の要件を満たす合意であって、当該判決国以外の国の裁判所を指定するものを締結していたこと⁵⁷

[2 この条の宣言は、その宣言をする締約国が当該事件に相当する事件において関連条文に基づいて管轄権を行使するような場合には、第7条第2項[又は第8条第2項]により下された判決の承認及び執行を否定するものであってはならない。]⁵⁸

3 第1項に定める宣言をしている締約国は、その宣言の条件に従って、判決の承認又は執行を拒否することができる。]

選択肢B⁵⁹

⁵⁴ この規定は、合意管轄条項が当事者それぞれについて合法的か否か、及びそれが実質的に有効か否か(公序や合理性の問題を含む)という問題は消費者の常居所地国法によることを定める準拠法条項を含むものである。

⁵⁵ この条文が受け容れられれば、承認及び執行に関する諸条文の中に規定されることになる。

⁵⁶ 第8条第2項への言及は、この解決案が個人労働契約にも拡張される場合に意味を有することになる。

⁵⁷ この規定により、締約国は、この条約上、合意管轄条項に合致している判決の承認又は執行だけをする旨宣言することができる。この宣言をした国は、第7条第2項に従って下された判決については、その管轄権が合意管轄条項に反するものである場合には、その承認又は執行義務を負わないことになる。他方、この宣言をしていない国は、宣言をしている他の国を含む他の締約国において第7条第2項に従って下された判決を承認又は執行する義務を負うことになる。しかし、非宣言国は、管轄合意により選択された裁判所(宣言をしている国の裁判所を含む。)の下した判決を承認又は執行する義務は負わない。このように相互性を欠いていること及び宣言において条件が付けられた場合に生じかねない複雑さのおそれを指摘する懸念が表明された。

⁵⁸ この規定は、第25bis条により宣言をした国が、自国の消費者に対しては管轄合意条項を有効とは扱わないのに、他の国の判決の承認又は執行は否定するということがないようにすることを目的としている。

⁵⁹ この選択肢Bには2つの案がある。基本原則は、上記の第4項に規定されているとおり、

[第1案⁶⁰]

- 5 この規定は、第4条の要件に合致する管轄合意条項がある場合は適用しない。
- 6 締約国は次の宣言をすることができる。
- a) 管轄合意が紛争発生後に締結された場合又はこの条若しくは第3条に規定された裁判所以外の裁判所にも消費者が提訴することを認める限度においてのみ、管轄合意を尊重すること、かつ、
 - b) 裁判管轄権が前号の要件を満たさない管轄合意に従って認められている場合には、判決の承認及び執行をしないこと]

[第2案⁶¹]

- 5 第4条の規定は、消費者と相手方との間の管轄合意が紛争発生後に締結された場合、又は、その合意が消費者の常居所地国以外の裁判所に消費者が提訴することを認める限度においてのみ、この合意に適用される。
- 6 締約国は、次の宣言をすることができる。
- a) 宣言において定める状況において、紛争発生前に締結された管轄合意を尊重すること
 - b) 宣言において定める状況において、紛争発生前に締結された管轄合意に基づき管轄を有する裁判所に相手方が提起した訴訟において下された判決を承認及び執行すること
 - c) 宣言において定める状況において、紛争発生前に締結された管轄合意に反して提起された訴訟において裁判所が下した判決は承認及び執行しないこと]]

[選択肢C⁶²]

企業側当事者からの提訴を消費者の常居所地国に限定するということである<問題はむしろ第2項と合意管轄との関係ではないか。>。両案ともこの基本原則の例外であるが、反対の趣旨の宣言がなされている場合にのみ例外が認められることとするか(第1案)、反対の趣旨の宣言をしていない限り例外を求めないこととするか(第2案)という違いがある。

⁶⁰ 第1案は、当事者が第4条の要件に合致する管轄合意をすることによって基本原則から離れることを許容するものであるが、宣言をしている国においては、管轄合意は第2項に定める管轄を排除するものとは扱われず、また、選択された裁判所の下した判決は(消費者がそこで提訴したか又はそこが消費者の常居所地国と一致していない限り)承認され又は執行されない。宣言をすることによって締約国は企業側当事者から消費者に対して提起された訴訟について管轄を制限するシステムにオプト・イン(opts-in)するのである<宣言しなければ第2項が管轄合意に劣位する点が重要ではないか。>。

⁶¹ 第2案においては、紛争発生前の管轄合意は、そのような合意を尊重し、そのような合意に従って下された判決を承認及び執行する旨の宣言をしている国を除き、他の締約国では消費者に対して拘束力がないものとされる。宣言をしている国は、合意管轄条項に反して下された判決の承認及び執行をしない。どのタイプの宣言が採用されるにせよ、相互主義の問題は残ることになる。

⁶² この選択肢Cは、当事者間に合意管轄条項が締結されている場合には、本来であれば各当事者が依拠することができる「ホワイト・リスト」を制限するものである。要するに、消費者が選択された裁判所で提訴する場合にのみ「ホワイト・リスト」管轄となる。逆に、企業側当事者が提起する訴えに関しては、選択された法廷地国が消費者の常居所地国と一

5 第4条の規定は、消費者と相手方との間の管轄合意が紛争発生後に締結された場合には、この合意に適用される。

6 消費者と相手方とが紛争発生前に第4条第1項及び第2項の要件に合致する合意をした場合には、

a) 消費者は、この条約に基づき、当該合意により指定された国の裁判所において相手方に対する訴訟を提起することができる。

b) 消費者は、当該合意が他の裁判所での提訴を許容していない限り、この条約上、当該他の裁判所で相手方に対する訴訟を提起することができない。

c) 相手方は、当該合意が消費者の常居所地国の裁判所に訴訟を提起することが許容されている場合にのみ、この条約上、<その国において>消費者に対する訴訟を提起することができる。]]

第8条 雇用契約

この問題は第2委員会では議論されなかった。同委員会は、この問題について提案された作業文書を、2001年4月にエジンバラでなされた非公式協議において準備された草案とともに別添I Iに掲げ、将来の議論に資することとした。別添I Iの諸提案は第7条に関して提案されている選択肢に照らして検討されるべきである。

第9条 支店[及び継続的商業活動]⁶³

1 原告は、被告の支店、代理店その他の営業所が所在する国[又は被告がその他の方法で継続的な商業活動(regular commercial activity)を行っている国]の裁判所に訴えを提起することができる。ただし、訴えが当該支店、代理店その他の営業所の活動[又は当該継続的な商業活動]に直接関連している場合に限る。

[2 前項の適用上、法人は、その法人が被告の子会社であるとの一事をもって「支店、代理店その他の営業所」とはされない。]⁶⁴

致する場合にのみその法廷地国に「ホワイト・リスト」管轄がある。消費者が管轄合意条項に反して、第2項に規定された法廷地国又は「ホワイト・リスト」の法廷地において提訴した場合には、その法廷地国は「ホワイト・リスト」の管轄を有する国としての地位を有さない。その結果、消費者がその管轄原因に依拠することができるか否かは法廷地の国内法いかんということになり、また、合意管轄条項で選択された国以外の国で下された判決が承認又は執行されるか否かは、たとえ合意管轄条項がなさればその判決国が第2項に定める管轄等の「ホワイト・リスト」の管轄を行使することができたはずであるとしても、それを求められた国の国内法いかんということになる。

⁶³ 括弧に入れられている事項は、他の箇所において「活動に基づく管轄(activity jurisdiction)」に関する一般的な議論がなされているので、その間議論されていない。より明確化を要するものの、この条項の他の部分については一般的な合意があるようである。

⁶⁴ フランス語条文における"ne'cessairement"という語を削除することが提案された。また、フランス語条文における"simple"という語を"seul"という語に差し替えることも提案された。子会社は、親会社に100%所有されているものであっても、その事実だけでは「支店、代理店その他の営業所」の定義には該当しない旨のPreliminary Document No.11の56頁における共同報告者の解釈に対する反対はないようであった。しかし、いくつかの国の代表

第10条 不法行為(Torts [or delicts])⁶⁵

1 原告は、次のいずれかの国の裁判所に不法行為に基づく訴えを提起することができる。

a) 損害の原因となった被告の行為（不作為を含む。以下この条において同じ。）がされた国

b) 損害が発生した国。ただし、責任を問われている者が、その行為によってその国で同様の性質の損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合は、この限りでない。⁶⁶

[2 原告は、頻繁又は重大な活動をした国又は頻繁又は重大な活動を向けてした対象国の裁判所に不法行為に関する訴えを提起することができる。ただし、その請求がその活動から直接生じ、その国と被告との全体としての関係が被告をその国での訴訟に服させることを合理的なものとするものである場合に限る。]⁶⁷

[3 前二項の規定は、被告がその国で活動すること又はその国に向けて活動することを避ける合理的な手段をとっていた場合には適用しない。]⁶⁸

[4 原告は、行為又は損害のおそれがある場合であっても、第1項の規定に従って、訴えを提起することができる。]⁶⁹

[5 訴えがその国で損害が発生し、又は損害が発生するおそれがあることのみを基礎として当該国の裁判所に提起された場合には、その裁判所は、その国において発生し、又は発生するおそれのある損害についてのみ管轄権を有するものとする。ただし、損害を被った当事者が当該国に常居所を有する場合はこの限りでない。]⁷⁰

第11条 信託

から、そのコメントを条文中に正式に盛り込むことは誤解を生むのではないかとの懸念が表明された。この規定についてコンセンサスはない。

⁶⁵ 表題及び第1項から“delicts”という語を削除すべきであるとの提案がなされた。これは、この語はいくつかの法域では民事上の違法と刑事上の違法との双方を含むため、それらの法域では第10条の適用範囲を拡大することになりかねず、また、意図しない結果を招くおそれがあるとの懸念に基づくものである。この提案についてコンセンサスはない。

⁶⁶ これは1999年10月の条約準備草案の条文案である。この条文案の修正を求める提案は特にはなかった。しかし、電子取引及び知的財産権に関する問題、活動に基礎を置く管轄規定の提案との関係、そして、ある一国の憲法上の問題、以上を考慮してなされる検討いかんでは修正もあり得るとの指摘がなされた。

⁶⁷ この提案は、契約に関する第6条(選択肢A)に関連して提案されている規定に類似した活動に基礎を置く管轄を挿入することを意図するものである。この提案についてコンセンサスはない。

⁶⁸ この提案は、特定の国において義務を負うに至ることを避けることによって、当該国の裁判所の管轄に服することを避ける措置をとっている電子取引業者を含む企業側当事者に保護を与えようとするものである。この提案についてコンセンサスはない。

⁶⁹ 1999年10月の条約準備草案第10条第3項として規定されていたこの項の削除を求める提案がなされた。この削除についてコンセンサスはない。

⁷⁰ 1999年10月の条約準備草案第10条第3項として規定されていたこの項の削除を求める提案がなされた。この削除についてコンセンサスはない。

1 任意に設定され、書面によって証明することのできる信託の有効性、解釈、効力、管理又は変更に関する手続においては、その目的のために信託証書中で指定された締約国の裁判所は裁判管轄権を有し、別段の定めがない限り、その管轄権は専属的なものとする⁷¹。信託証書において非締約国の1つ又は複数の裁判所が指定されている場合には、締約国の裁判所は、選択された裁判所が管轄権を行使しない場合を除くほか、管轄権を行使しないか又は手続を停止しなければならない。〔指定の有効性は信託の有効性の準拠法⁷²による。〕

⁷³

2 前項の〔有効な〕⁷⁴指定がない場合には、次の国の裁判所に訴えを提起することができる。

a) 信託の業務の中心地が置かれている国

b) 信託の準拠法の所属国

c) 特に、信託の業務の中心地、受託者の住所又は業務地、信託財産の所在地、並びに信託の目的及びそれが達成されるべき地を考慮して、当該手続の目的に関し信託が最も密接な関係を有する国

d) 設定者(生存しているとき)及び生存しているすべての受益者が同一の締約国に常居所を有する場合には、その常居所地国⁷⁵

〔3 この条は、信託の受託者、設定者及び受益者の間の紛争にのみ適用する。〕⁷⁶

第12条 専属管轄

〔1 不動産の物権又は賃貸借を目的とする手続においては、当該不動産が所在する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。ただし、〔6か月以下の期間について締結された〕⁷⁷賃貸借が目的となっている手続において、賃借人が他国に常居所を有する場合はこの限りでない。〕⁷⁸

⁷¹ 第4条第1項の類似の規定との調和を図るため、最後の部分を挿入することについて合意に達した。

⁷² <現在の条文案で単に"law"となっているが、>条約がこのような場合には一貫して"national law"という語を用いるのであれば、"law"という語は"national law"という語に置き換えるべきことに注意。

⁷³ 括弧内の文言は、管轄合意の存在と有効性の問題は受訴裁判所の法選択規則により適用される法によって決定されるのであって、必ずしも設定者によって準拠法として指定された法によって決定されるわけではないということを明確にするために提案されたものである。この規定についてコンセンサスはない。

⁷⁴ 注73参照。

⁷⁵ 柱書きにおいて「有効な」という語を用いるか否かの点を除き、この項はコンセンサスによって承認された。

⁷⁶ この項についてコンセンサスはない。この問題は国内法に委ねるべき旨の提案がなされた。Preliminary Document No.11の62頁において共同報告者はこの条が適用対象としている紛争は信託の内部に関するものである旨コメントしていることを参照。

⁷⁷ 締約国の専属管轄から不動産の賃貸借を除外することについて、それを6か月を超えない単一の期間についての賃貸借の場合に限定する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

⁷⁸ 不動産の物権又は<不>動産の賃貸借をこの条約の適用範囲から除外する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

〔2 法人の有効性、無効若しくは解散又は法人の機関の決定の有効性若しくは無効を目的とする手続については、当該法人の準拠法の属する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。〕⁷⁹

3 公的な登記又は登録の有効性又は無効を目的とする手続においては、当該登記又は登録が保持されている締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。

知的財産権⁸⁰

〔選択肢A⁸¹〕

4 特許権及び商標権等の付与、登録、有効性、放棄、取消し又は侵害⁸²についての判決を求める手続においては、それらの付与又は登録をした締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。⁸³

5 登録されない商標権等〔又は意匠権〕の有効性、放棄又は侵害についての判決を求める手続においては、商標権等〔又は意匠権〕が生じた締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。〕

〔選択肢B⁸⁴〕

5 A 特許権、商標権、意匠権その他の類似の権利の侵害を目的とする手続については、前項〔又は〔第3条から第16条まで〕の規定〕に定める締約国の裁判所が管轄権を有する。

⁷⁹ 法人の有効性、無効又は解散、及び法人に関する決定をこの条約の適用範囲から除外する旨の提案がなされた。この提案についてコンセンサスはない。

⁸⁰ この条約における知的財産権の扱いについて3つの提案がなされた。最初の2つは全体が括弧に入れられており、かつ、それぞれも括弧に入れられている(選択肢A及びB)。このことは、知的財産権をこの条約の適用範囲に入れるか否かについてコンセンサスがないと同時に、それぞれの提案に関してもコンセンサスがないことを示している。第3の選択肢については後述の注<87><原文は88であるがおそらく間違い>参照。

⁸¹ 選択肢Aと選択肢Bの主たる違いは、特許及び商標等の侵害訴訟その他この規定の対象となる訴訟について専属管轄の定めを置くか否かにある。また、この規定により侵害事件についても専属管轄とすることに賛成した多くの国の代表にとって、知的財産権といった特定の分野のための裁判管轄権、承認及び執行を規律する既存の及び将来の条約等に関して、満足のゆく最終条項又は切り離し条項が置かれることが専属管轄に関する規定の中に侵害事件をも入れることの前提条件となっている。

⁸² いかなる手続(たとえば、不正競争防止法、特許法又は商標法の規定に基づく侵害訴訟や、ただ乗り(passing off)など一定の一般不法行為訴訟)が「侵害」訴訟に含まれるかの決定にあたっては、「反トラスト又は競争法上の請求」がこの条約の適用範囲から除外される場合には、そのことと整合性のとれた解決が与えられるべきである。

⁸³ 本項は、特許権又は商標権等の付与又は登録の申請が提出されている段階にも適用される。

⁸⁴ この選択肢Bは、特許権、商標権、意匠権その他類似の権利の登録、有効性、無効又は取消しを目的とする訴訟に関して専属的な管轄権を設定すべきであるとする選択肢Aの立場に反対するものではない。その限りにおいて、第5A項が採用されても、第4項及び第5項はそのまま残ることになる。選択肢Bは第5A項の点だけが異なるものである。第6項、第7項及び第8項は両選択肢に共通の規定である。

85]

選択肢A及びB

〔6 第4項及び第5項は、各項に定める事項の一が当該項によれば専属的な管轄権を有しない裁判所における手続において前提問題として生ずる場合には適用しない。ただし、その事項についての判断は、後の手続に対して、たとえそれが同一の当事者間のものであっても何ら拘束力を有しない。ある事項について判断することが判決を導く理由付けにおいて必要なステップであっても、その事項についての判決を下すことを裁判所が求められていない場合には、その事項は前提問題として生ずるものとする。〕⁸⁶

7 [本条において、その他の登録される工業所有権〔著作権又は著作隣接権を登録又は寄託することができる場合であっても、それらは除く。〕]⁸⁷は、特許権及び商標権等と同様に取り扱うものとする。]

〔8 本条の適用上、「裁判所」とは特許庁その他類似の機関を含むものとする。〕⁸⁸

第13条 保全処分⁸⁹

〔**選択肢A**⁹⁰

1 受訴裁判所であって⁹¹、[ホワイト・リスト]の規定により本案について管轄権を有す

⁸⁵ この規定は、第17条に定める例外から除く必要がある。

⁸⁶ 本項の目的は、本来は第4項及び第5項の適用範囲に入るべき事項であっても、そこに定める事項を目的としない手続においてそれが前提問題として生ずる場合には、非専属的な管轄権のままとしようとする点にある。そのような前提問題について当事者間についてなされた決定は、当事者の一方がそれを持ち出しても、他の国における他の訴訟では何ら排除効を有しないという趣旨である。この項についてはコンセンサスはない。

⁸⁷ 括弧内の文言についてはコンセンサスはない。そのほかに、著作権全部を、又はインターネットを通じた著作権侵害だけをこの条約の適用範囲から除外すると別の提案もあった。さらに、次のような条文案も提案された。すなわち、「[著作権又は著作隣接権の侵害に關する手続においては、著作権又は著作隣接権が侵害されていると主張されている準拠法の属する締約国の裁判所が専属的な管轄権を有する。]」というものである。この提案は、著作権侵害も専属管轄規定に含め、それが侵害されたと主張されている準拠法の属する締約国の専属管轄としようとするものである。これは、著作権侵害についての手続を除外しようとする上記の第7項における提案に対する代案である。

⁸⁸ 本項は、これらの機関の決定が承認に関する章において対象として含まれるようにすることを確保するために必要であるかもしれない。第23条における「判決」の定義参照。

⁸⁹ 第1条第2項(k)の選択肢Aが採用される場合には、本条は削除されることになる。また、第1条第2項(k)の選択肢Bが採用される場合であっても、第13条及び第23A条への言及部分が採用されないときにも、本条は削除されることになる。いくつかの国の代表は、保全処分はこの条約の別の章において扱うべきことを提案した。保全処分の承認及び執行について何らの規定も置かれないのであれば、このような扱いが確かに必要であろう。

⁹⁰ 第13条に関する他の提案として、一定の条件の下に、保全処分をこの条約の適用範囲から除外することを提案する第1条第2項(k)参照。

⁹¹ 保全処分を命じた後に裁判所が訴訟を受理してもよいとの発言があった。そうであれば、「又は受訴しようとしている(or about to be seised)」又はそれと同様の文言を追加する必要がある。

るものは、保全処分⁹²を命ずる管轄権を有する。

2 締約国の裁判所は、たとえ本案について決定を下す管轄権を有していない場合であっても、その国に所在する財産に関与するとき、又は、その処分の執行がその国の領域内に限られているときには、[ホワイト・リストの]規定により請求について決定を下す管轄権を有する締約国において係属中の又は申立人が申立てようとしている本案請求を暫定的に保全するために、保全処分を命ずる[ことができる][管轄権を有する]⁹³。⁹⁴

3 この条約のいかなる規定も、締約国の裁判所が、他の国において係属中の又は申立人が申立てようとしている本案請求を暫定的に保全するために保全処分を命ずることを妨げるものではない。⁹⁵

4 前項において⁹⁶保全処分とは次のいずれかをいう。

- a) 訴訟において問題の決定がなされている間、現状維持をする処分
- b) 財産を保全し、最終的な判決の満足をそれから得られるようにする暫定的な手段を提供する処分
- c) 現実の被害又は差し迫った将来の被害を防止するため被告の行為を制約する処分]

[選択肢B⁹⁷

請求が受理された裁判所又は受理されようとしている裁判所であって、[第3条から第15条まで]の規定により本案の管轄権を有するものは、本案を保全するため、保全処分を命ずることができる。]

⁹² 「保全処分(provisional and protective measures)」という表現をしているのは、累積的であること、換言すれば、その処分は両者の基準をともに満たすものでなければならないということを示している。

⁹³ 締約国はこの管轄権を定める義務を負うということを明確にするような文言形式が提案された。もっとも、このような文言形式にしたからといって、保全処分を命ずるか拒否するかについてのその国の裁判所の裁量権に干渉するものではないことも他方で強調された。

⁹⁴ いくつかの国、特に英国を除くコモンウェルス諸国では、裁判所が本案について決定する管轄権を有していない場合には、保全処分を命ずる管轄権を持たないとされていることに注意が喚起された。このことは、他の国で係属している訴訟のために、そのような国にある財産を差押えよう(“freeze”)とする外国の当事者の利益を害するおそれがある。この規定は、そのような国に対して、法廷地における財産の存在に基づき、その法廷地の領域内に効力が限定される保全処分を命ずる管轄権を与えることを意図するものである。

⁹⁵ この規定は、禁止管轄のリスト(現段階では第18条に規定)により締約国の裁判所が管轄権を行使することに対して課せられる制限を解除することを意図するものである。この規定はまた、禁止管轄のリストにより制限を課されることなく、国内法に基づいて保全処分を命ずる管轄権行使を許容するものでもある。国内法に基づくそのような管轄権の行使を許容するため、第17条においては第13条に言及しないこととすべきである旨提案された。いくつかの国の代表は、保全処分に関する条文としてこの条約に置かれるべきなのは唯一この規定だけであるとの見解を示した。

⁹⁶ この定義は、第1項及び第2項にも適用すべきである旨の提案がなされた。

⁹⁷ この提案は、第1条第2項(k)の第2の選択肢と結びついている。その選択肢は、保全処分全体をこの条約の適用範囲から除外するか、又は保全処分を命ずる管轄権を限定的に許容するかというオプションを含んでいる。第13条における選択肢Bは、後者のオプションが選択された場合に、そのような限定的な管轄権を定めようとするものである。

第14条 被告複数の訴訟(削除)

この規定は削除することが合意された。

第15条 反訴⁹⁸

[第12条の規定に従うことを条件として、]⁹⁹この条約の規定により請求について管轄権を有する裁判所は、本訴の基礎となっている取引又は事象から生ずる反訴についても管轄権を有する。[ただし、その裁判所が国内法上その地の原告に対してなされた反対請求について裁判をすることができない場合は、この限りではない。]¹⁰⁰

第16条 第三者に対する請求(削除)

この規定は削除することが合意された。

第17条 国内法に基づく管轄¹⁰¹

[第4条、第7条、第8条、第11条第1項、第12条及び第13条¹⁰²の規定に従うことを条件として、]¹⁰³この条約は、締約国が国内法に基づく管轄権の規則を適用することを妨げない。ただし、次条により禁じられる場合はこの限りでない。

第18条 禁止される管轄原因¹⁰⁴

[1 被告が締約国に常居所を有する場合において、(他の)締約国と紛争[又は被告]¹⁰⁵との

⁹⁸ 反訴請求に基づく管轄権のための規定は置くべきであり、かつ、その管轄権は第25条第1項により承認及び執行されるべき判決の管轄原因の一つとされるべきであることが合意された。このことは既に明らかであるというべきか、それとも、より明確化を図るべきかをめぐって議論があった。Preliminary Document No.11の95頁の共同報告者の記述参照。括弧に入っていない文言についてはコンセンサスにより採択された。

⁹⁹ この条件を付加すべしとの提案は第12条についての方向が定まらない間は括弧に入れておくが合意された。

¹⁰⁰ 反訴が裁判所の事物管轄権に属さないものである場合について規定するため、括弧内の文言を付加すべきことが提案された。反訴請求は、被告に対して人的な管轄権を与えることになるのであって、国内法上与えられていない事物管轄権(請求額の限度を超える場合を含む。)を与えるものではないことについては一般的な合意がある。このことは既に明らかであるというべきか、それとも、合意管轄条項に関しても同じく生ずるこの問題につちえは一般条項を設けて扱うべきか、さらに、趣旨を表現するために括弧内の文言で適切か否か、以上をめぐって若干の議論があった。この最後の点については、次のような代替案も提案された。すなわち、「[・・・]ただし、受訴裁判所が反対請求について裁判をする事物管轄権を有しない場合はこの限りではない。」という条文案である。

¹⁰¹ 括弧内をどのように規定するかを除き、本条は合意により採択された。

¹⁰² 第13条をここから削除すべきである旨の提案がなされた。これは、国内法に基づいて保全処分をすることを自由に認めようとするものである。

¹⁰³ 第7条、第8条、第12条及び第13条をここに規定すること及びそれに限ることの是非についてはなお未解決である。

¹⁰⁴ この規定についてコンセンサスはない。

¹⁰⁵ 「又は被告」という語を追加する提案がなされたのは、いくつかの国の国内法制度では、

間に実質的な関連がないときには、当該(他の)締約国の国内法上定められている裁判管轄権の規則の適用は禁止する。]¹⁰⁶

2 [特に、]¹⁰⁷[被告が締約国に常居所を有する場合において]¹⁰⁸締約国の裁判所は、次の[1つ又は複数の]¹⁰⁹事項にのみ基づく管轄権を行使してはならない。

[a) 被告が所有する財産の当該国における所在又は差押え。ただし、紛争が当該財産に直接関係する場合を除く。]¹¹⁰

b) 原告の国籍

c) 被告の国籍

d) 当該国における原告の住所、常居所、居所の所在又は滞在

[e) [被告の支店、代理店その他の営業所を通じて行われるか否かを問わず、]¹¹¹当該国における被告の商業その他の活動。ただし、紛争が当該活動に直接関係する場合を除く。]¹¹²

f) 当該国における被告に対する呼出令状の送達

[g) 原告による一方的な管轄裁判所の指定]¹¹³

h) [当該国での判決の執行宣言若しくは登録又は判決の執行を求める手続。ただし、紛争が当該手続に直接関係する場合を除く。]¹¹⁴ [管轄権行使の対象とされている当事者が、当該国において、他の国の判決の承認又は執行を目的とする手続を開始したこと]¹¹⁵

裁判管轄の判断において、法廷地と紛争の中身との結びつきではなく、法廷地と被告との結びつきが主として強調されるので、そのような国にとっての困難に対処するためである。この点についてはコンセンサスはない。

¹⁰⁶ 第1項全体を削除するとの提案がなされた。これは、この条約の基本的な考え方が、一般的に受け容れられていて、承認執行を義務づけるホワイトリストに入る一定の数の管轄原因、普遍的に過剰であるとして受け容れられず、禁止されるものとしてブラックリストに入れられる一定の数の管轄原因、そして、いずれのリストにも入らず、国内法に基づいて行使されることが認められる上記いずれの範疇にも属さないその他の管轄原因(グレー・エリア)に三分されているということを強調するものである。しかし、第1項の削除についてはコンセンサスはない。

¹⁰⁷ 第1項が削除される場合には、この括弧の中の語も削除される。

¹⁰⁸ 第1項が削除される場合には、この括弧の中の語がここに挿入されることになる。

¹⁰⁹ この括弧の中の語を削除する旨の提案がなされた。この点についてコンセンサスはない。

¹¹⁰ a号を完全に削除する旨の提案がなされた。この問題についてコンセンサスはない。

¹¹¹ この括弧内の語の追加は、法廷地国に支店、代理店その他の営業所があるからといって、そのことは国内法に基づく一般管轄行使の根拠とはならないことを明確化するために提案されたものである。Preliminary Document No.11の57頁において共同報告者は「そのような一般管轄は条約(1999年10月の条約準備草案)と相容れない」旨の見解を表明していることを参照。この提案についてはコンセンサスは得られなかった。

¹¹² e号を完全に削除する旨の提案がなされた。この問題についてコンセンサスはない。

¹¹³ g号を完全に削除する旨の提案がなされた。この問題についてコンセンサスはない。

¹¹⁴ こちらが1999年10月の条約準備草案における条文である。

¹¹⁵ この括弧内の文言は、明確性を期すことを唯一の目的として1999年10月の条文に代わるものとして提案された。しかし、「紛争が当該手続に直接関係する場合を除く」という語を削除してしまうことは内容に関わる影響があり、判決債務者から、債務の一部は弁済済みであるといった執行に直接関係する争いをする機会まで奪ってしまいかねないという反対がなされた。

[i) 当該国における被告の居所の所在又は滞在]¹¹⁶

[j) 紛争が生じた契約の当該国での署名]¹¹⁷

[k) 当該国における被告の子会社又は他の関連会社の所在]¹¹⁸

[l) 当該国における関連する刑事訴訟の存在]¹¹⁹

[3 この条は、締約国の裁判所が、次の各号を構成する行為について損害賠償を求める訴訟に関して国内法に基づき管轄権を行使することを妨げない。

[a) 集団殺害、人道に対する罪又は戦争犯罪]¹²⁰、又は、]¹²¹

b) 国際法上の重大な犯罪。ただし、当該国が締約国である国際条約に従い当該国がその犯罪に対して刑事管轄権を行使している場合であり、かつ、請求がその犯罪による死亡又は重大な傷害に対する民事上の填補賠償を求めるものである場合に限る。¹²²

ただし、b号は、救済を求めている当事者が、他の国における手続が可能でないか又はそれを要求するのが合理的でないため、裁判の拒否¹²³のおそれにとらされている場合にのみ適用する。]¹²⁴

第19条 受訴裁判所の権限

1 被告が出廷しない場合であっても、次に定めるときは、裁判所は、第18条により管轄権の行使が禁止されるかを審査しなければならない。

a) 国内法により必要とされるとき

b) 原告が求めるとき

[c) 判決が言い渡された後であっても、国内法に定める手続に従って被告が求めるとき]

[d) 手続を開始する文書又はこれに類する文書が他の締約国において被告に送達されたとき]

又は

¹¹⁶ i号を完全に削除する旨の提案がなされた。この問題についてコンセンサスはない。

¹¹⁷ j号を完全に削除する旨の提案がなされた。この問題についてコンセンサスはない。

¹¹⁸ この項目を禁止管轄のリストに追加する旨の提案がなされた。この点についてのコンセンサスはない。

¹¹⁹ この項目を禁止管轄のリストに追加する旨の提案がなされた。この点についてのコンセンサスはない。Preliminary Document No.11の31頁、注14とそれに対応する本文における共同報告者のコメント参照。

¹²⁰ 国際刑事裁判所規程にある定義を引用する旨の文言を入れるべきであるとの提案もなされた。しかし、この規程はまだ発効していない旨の指摘がなされた。

¹²¹ a号とb号とは別の問題であるので、a号の事項は別の括弧に入れることが合意された。

¹²² 元の提案では、フランス語の"exerce"を英語で"established"と訳していた。この提案に対しては若干の好意的なコメントもなされたが、本来の趣旨は英語の"established"ではなく、刑事管轄権を「行使している("exercised")」場合に本号の適用を限定しようとするものであるとの指摘があり、好意的なコメントは撤回された。

¹²³ いくつかの法制度では、「裁判の拒否(denial of justice)」という概念はないとの指摘がなされた。

¹²⁴ 提案されている第3項についてはコンセンサスはない。さらなる議論を促すために第3項の条文は括弧に入れられている。

[原告が提出した文書により被告の住所が他の締約国にあることが判明するとき]¹²⁵

[2 締約国の受訴裁判所の管轄権が第3条から第16条までに規定された管轄原因に基づくものであるか又はそれらと矛盾しない場合には、当事者は判決においてそのことを宣言するよう裁判所に求めることができる。]¹²⁶

第20条¹²⁷

1 手続を開始する文書又はこれに類する文書(請求の不可欠な要素を含まなければならない。)が被告に対して十分な期間を置き、かつ防御の準備をすることができる方法で通知されたこと又はその効果を生じさせるのに必要なすべての措置がとられたことが証明されない限り、裁判所は、手続を停止しなければならない。

[2 前項の規定は、法廷地法に従い、民事又は商事の裁判上又は裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する国際条約の利用に影響を与えない。]

[3 第1項の規定は、緊急の場合は、保全処分に適用しない。]

第21条 訴訟競合

1 同一の当事者が異なる締約国の裁判所において訴訟を行い、かつ、求める請求にかかわらず、当該手続が同一の訴訟原因に基づくものである場合において、最初の受訴裁判所が[ホワイト・リスト]¹²⁸[又はそれらの規定と矛盾しない国内法上]¹²⁹の規定に基づき管轄権を有し、かつその裁判所が2番目の受訴裁判所の国においてこの条約に基づき承認することができる判決をすることが予想されるときには、2番目の受訴裁判所は、手続を停止しなければならない。ただし、2番目の受訴裁判所が第4条[、第11条]¹³⁰又は第12条により専属的な管轄権を有する場合はこの限りでない。

2 2番目の受訴裁判所は、最初の受訴裁判所がこの条約による承認又は執行の要件を満たす判決をしたことが明らかになった場合には、管轄権を行使してはならない。

3 最初の受訴裁判所の原告が本案についての裁判を得るために必要な手続をとらない場合又はその裁判所が合理的な期間内に本案についての裁判をしない場合には、2番目の受

¹²⁵ 1999年10月の条約準備草案第19条第1項の条文(括弧付きの部分を含む。)をそのまま今回の文書に置くことが合意された。

¹²⁶ この提案についてコンセンサスはない。

¹²⁷ 1999年10月の条約準備草案第20条の条文(括弧付きの部分を含む。)をそのまま今回の文書に置くことが合意された。

¹²⁸ 訴訟競合のルールは最初の受訴裁判所がこの条約に基づいて管轄権を行使する場合のみ適用されるということを明確にするため、括弧内の語を追加することが合意された。

Preliminary Document No.11の86頁の共同報告者の報告参照。

¹²⁹ この提案は、訴訟競合のルールが適用されるのは最初の受訴裁判所が「ホワイト・リスト」の管轄権そのものを行使している場合だけではなく、最初の受訴裁判所が、たとえばその国に常居所を有する被告に対する訴訟のように、「ホワイト・リスト」の管轄ルールと矛盾しない場合において、国内法に基づく管轄権を行使しているときもそうであることを明らかにしようとするものである。Preliminary Document No.11の86頁の共同報告者の報告参照。この点についてコンセンサスはない。

¹³⁰ 第11条(信託)をここに挿入することについてコンセンサスはない。

訴裁判所は、当事者の申立てにより、事件の審理を進めることができる。

4 前三項の規定は、2番目の受訴裁判所の管轄権が第17条の規定に従い国内法に基づくものである場合にも適用される。

5 本条の適用上、裁判所は次の時に受訴したものとする。

a) 手続を開始する文書又はこれに類する文書が裁判所に提出された時

b) その文書が裁判所に提出する前に送達すべき場合は、送達権限のある者が受け取った時又は被告に送達された時

[適切な場合には、世界標準時が適用される。]

6 最初の受訴裁判所での訴えにおいて、原告が被告に対して債務を負っていないことの確認を求めている場合において、2番目の受訴裁判所に実質的な救済を求める訴えが提起されたときは、

a) 前各項の規定は、当該2番目の受訴裁判所に適用しない。

b) 2番目の受訴裁判所がこの条約に基づき承認することができる裁判をすることが予想されるときは、最初の受訴裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止しなければならない。

7 最初の受訴裁判所が、当事者の申立てにより、2番目の受訴裁判所が次条に定める条件に基づき紛争を解決するのに明らかにより適切であると決定する場合には、本条の規定は適用しない。

第22条 管轄権を行使しない例外的な状況

1 例外的な状況下であり、かつ、裁判所の管轄権が第4条に従い有効な専属的な裁判所の選択の合意に基づくもの又は第7条、第8条若しくは第12条に基づくものでない場合において、当該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は、当事者の申立てにより、手続を停止することができる。この申立ては、本案についての最初の抗弁提出の時までにしなければならない。

2 裁判所は、特に次の事情を考慮しなければならない。

a) 当事者の常居所の観点からの当事者にとっての不便性

b) 書証及び証人を含む証拠の性質及び所在並びに当該証拠を収集する手続

c) 適用される時効の期間

d) 本案についての裁判の承認及び執行を得る可能性

3 裁判所は、手続を停止するかを決定するに当たって、当事者の国籍又は常居所に基づく差別をしてはならない。

4 裁判所は、第1項により手続を停止することを決定する場合には、被告に対し、本案についての他の裁判所の裁判を満足させるのに十分な担保の提供を命ずることができる。もっとも、他の裁判所が第17条によってのみ管轄権を有する場合、又はそれが非締約国の裁判所である場合には¹³¹、被告が[担保の提供が命じられなくても判決の執行をしようと

¹³¹ この条文に存在する間隙を埋めるため、「又はそれが非締約国の裁判所である場合には」という文言を挿入することが合意された。Preliminary Document No.11の92頁から93頁の

する際の原告の利益が実質的に損なわれることはないこと]¹³²[当該他の裁判所の国又は当該他の裁判所の裁判が執行される第三国に十分な資産があること]¹³³を証明しない限り、裁判所は、前段の担保の提供を命じなければならない。

5 裁判所が第1項により手続を停止した場合、当該裁判所は、

a) 他の国の裁判所が管轄権を行使した場合又は原告が裁判所の定めた期間内にその国において訴訟を提起しなかった場合には、管轄権を行使してはならない。

b) 他の国の裁判所が管轄権を行使しない旨を決定した場合には、事件の審理を進めなければならない。

6 本条は、裁判所が第17条にのみ基づいて管轄権を有する場合[であって、それが[ホワイト・リスト]の規定と矛盾するとき]¹³⁴には適用しない。その場合には、管轄権の不行使の問題は国内法による。¹³⁵

[7 受訴裁判所であって、第3条から第15条により管轄権を有するものは、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス又は管轄権不行使のための他の類似のルールを適用してはならない。]¹³⁶

第❖❖❖章 承認及び執行

第23条 「判決」の定義

本章の適用上、「判決」とは、名称を問わず、裁判所によって言い渡されるすべての判決(決定、命令を含む。)をいう。裁判所職員の決定する訴訟費用額の決定も、この条約により承認又は執行される判決に関連するものである場合には、これに含む。¹³⁷

共同報告者の報告参照。

¹³² 前者の括弧内の文言は、一方では被告にとって満たすこと困難な重い要件を課しながら、他方で原告に必要な担保を提供しているとはいえない現在の条文の代替案として提案されたものである。Preliminary Document No.11の93頁の共同報告者の報告参照。この点についてコンセンサスはない。

¹³³ これは1999年10月の条約準備草案の条文のままである。

¹³⁴ この提案は、受訴裁判所が「ホワイト・リスト」の管轄権そのものを行使している場合だけではなく、受訴裁判所が、たとえばその国に常居所を有する被告に対する訴訟のように、「ホワイト・リスト」の管轄ルールと矛盾しない場合において、国内法に基づく管轄権を行使しているときも、国内法のルールとしてのフォーラム・ノン・コンヴィニエンスのルールは適用されないようにしようとするものである。この点についてコンセンサスはない。

¹³⁵ この項は、裁判所が国内法に基づく管轄権を行使しているだけである場合には第22条は適用しないことを明らかにするものである。そのような場合には、裁判所は、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス又はそれに類似したルールが自国法上存在すれば、それを適用することができる。これは、Preliminary Document No.11の89頁において共同報告者が提起していた問題を解決するものである。この項を挿入することについては合意が得られた。

¹³⁶ 本項は、「ホワイト・リスト」の管轄権との関係では、フォーラム・ノン・コンヴィニエンス又は類似の国内法上のルールが管轄権不行使の手段として適用されることがないようにするために提案されたものである。この点についてコンセンサスはない。

¹³⁷ 保全処分を完全にこの条約から除外することを支持する国の代表にとっては、本条において保全処分に言及する必要はないことになる。これに対し、保全処分を命ずる管轄権と

[第23A条 保全処分の承認及び執行]¹³⁸

[選択肢A]

- 1 保全処分¹³⁹を命ずる決定であって、本案についての受訴裁判所¹⁴⁰のしたものは、[第25条及び第27条から第34条まで]の規定に従って締約国において承認又は執行される。
- 2 本条において保全処分とは次のいずれかをいう。
 - a) 訴訟において問題の決定がなされている間、現状維持をする処分
 - b) 財産を保全し、最終的な判決の満足をそれから得られるようにする暫定的な手段を提供する処分
 - c) 現実の被害又は差し迫った将来の被害を防止するため被告の行為を制約する処分]

[選択肢B]

第13条に従って¹⁴¹発せられた保全処分の命令は、[第25条及び第27条から第34条まで]の規定に従って他の締約国において承認又は執行される。]

第24条 第3章の適用から除外される判決

本章の規定は、第17条に基づいて国内法に定める管轄原因であって、[ホワイト・リスト]の規定において定める管轄原因と矛盾するもののみ¹⁴²に基づいてされた判決には適用しない。

その承認及び執行の双方に関する規定をこの条約に置くべきである旨の提案もなされた。管轄権については、第23条における「判決」の定義は保全処分を含むと読めるとの指摘がなされ、他方、承認及び執行については、後述の第23A条の提案がなされた。

¹³⁸ 実質的には大きな違いはないように見える2つの選択肢があり、これらは本案について受理した(又は受理しようとしている)裁判所による保全処分の承認及び執行を規定している。このような規定に対しては、当然のことながら、保全処分をこの条約の適用範囲から除外することに賛成している国の代表から反対が表明された。また、この条約の管轄権又は手続法に関する部分に保全処分に関する規定を置くことに賛成している国の代表の中にも、保全処分の承認及び執行に関する規定を置くことには反対を表明したものもあった。なお、承認及び執行を求められる国に類似の保全処分がある場合に限るとの要件、及び、第三者又は被告の利益を保護する手続(たとえば、損害賠償の支払い約束)の必要性についても検討する必要があることに注意。

¹³⁹ “provisional” and “protective”と表現しているのは、両者は累積的なければならないとの趣旨である。

¹⁴⁰ 保全処分の承認及び執行が外国で求められた時点までに受理していれば、保全処分を命じた後に本案を受理したとしてもよいとの発言があった。

¹⁴¹ この部分は、既述の第13条の選択肢Bの提案に遡る。対象となる命令は本案請求を受理し又は受理しようとしている裁判所であって、本案について決定を下すホワイト・リストの管轄権を有しているものが下したものでなければならない。

¹⁴² この部分の追加はコンセンサスにより受け容れられた。追加された文言により、この条約により行使を要求される管轄原因のいずれかと整合的な管轄原因に基づく判決である限り、第3章はそのような判決に適用されることを明らかにするものである。承認に関しては、第24条の適用は、国内法により規定された管轄原因のみに基づく判決に限定されている。

第25条 承認又は執行される判決

1 第3条から第13条までの規定に定める管轄原因又はそれらの管轄原因のいずれとも矛盾しない管轄原因に基づく判決は、本章の規定に従って承認又は執行がされる。

2 「前項の判決は、承認されるためには、判決国において既判力を有さなければならない。」¹⁴³

又は

「前項の判決は、判決国において効力を生じた時から、効力を有する限りにおいて、承認される。」¹⁴⁴

3 「第1項の判決は、執行されるためには、判決国において執行されるものでなければならない。」¹⁴⁵

又は

「前二項の判決は、判決国において執行できる時から、執行できる限りにおいて、執行される。」¹⁴⁶

4 もっとも、判決が判決国において上訴の対象となっている場合又は上訴を求める期限が経過していない場合には、承認又は執行は、延期[又は拒否]¹⁴⁷することができる。

第26条 承認又は執行されない判決¹⁴⁸

第4条、第5条、第7条、第8条若しくは第12条に反する管轄原因に基づく判決又は第18条によって禁止される管轄原因に基づく判決は、承認又は執行をしてはならない。¹⁴⁹

第27条 裁判管轄権の審査¹⁵⁰

1 承認又は執行を求められた裁判所は、判決をした裁判所の管轄権を審査しなければならない。

2 判決をした裁判所の裁判管轄権の審査に当たっては、承認又は執行を求められた裁判所は、判決が被告が欠席のまま (by default) された場合を除き、判決をした裁判所が管轄権の判断の基礎とした事実認定に拘束される。

¹⁴³ これは、1999年10月の条約準備草案における第2項の条文である。「既判力(‘res judicata’ or ‘autorite’ de la chose jugée)」といった専門用語はすべての法制度において統一的な意味を持つわけではないので、そのような語の使用は避けるべきである旨の発言があった。

¹⁴⁴ この条文案は、第25条に関する非公式作業部会により第2項の代替案として提案されたものである。今後の議論に資するためこれを条文案の中に挿入しておくことが合意された。

¹⁴⁵ これは、1999年10月の条約準備草案における第3項の条文である。

¹⁴⁶ この条文案は、第25条に関する非公式作業部会により第3項の代替案として提案されたものである。今後の議論に資するためこれを条文案の中に挿入しておくことが合意された。

¹⁴⁷ 括弧内の語の追加は、本項で定める状況において締約国が判決の承認又は執行を義務づけられないことがないようにするために提案されたものである。延期するか拒否するかの決定は国内法に委ねられる。この提案についてはまだ議論されていない。

¹⁴⁸ 適用対象とすべき条文をどれにするかという点を除き、本条については合意に達した。

¹⁴⁹ 適用対象とすべき条文をどれにするかという点を除き、本条については合意に達した。＜注148と重複するので不要＞

¹⁵⁰ この条文については合意された。

3 承認又は執行を求められた裁判所は、判決をした裁判所が第22条によって管轄権を行使すべきではなかったとの理由によって判決の承認又は執行を拒否することはできない。

第27A条 裁判管轄権について争わずに出廷した場合

1 判決国における手続において次のすべてのことがあった場合には、被告は、承認又は執行を求められた裁判所において、判決国の管轄権を争うことができない。

a) 裁判所が[ホワイト・リスト]の規定に定める管轄原因の一つを有することを原告が主張したこと

b) 裁判所が国内法に基づく他の管轄原因を有することを原告は主張しなかったこと

c) 裁判所が国内法に基づく他の管轄原因を有することを決定しなかったこと

d) 被告が管轄権を争うことなく本案について手続を進めたこと¹⁵¹

2 判決国以外の締約国の裁判所が第12条に基づく専属的な管轄権を有していた場合には、この条は適用しない。¹⁵²

第28条 承認又は執行の拒絶事由

1 承認又は執行は、次の場合に[のみ]¹⁵³拒絶することができる。

a) 同一当事者間の訴訟物(subject matter)を同じくする手続が承認又は執行を求められた裁判所に係属しており、当該手続が第23条に従って先に受訴していた場合¹⁵⁴

b) 判決が承認又は執行を求められた国又は他の国で既にされた判決と矛盾する場合。ただし、他の国で既にされた判決と矛盾している場合は、当該他の国の判決が承認又は執行を求められた国で承認又は執行がされるときに限る。¹⁵⁵

[c) [判決国における手続が、]¹⁵⁶承認又は執行を求められた国の基本的な手続の原則[(公

¹⁵¹ 既述の第5条に現在は規定されている時機の点をこのd号に挿入すべきであるとの見解が表明された。この点についてコンセンサスはない。

¹⁵² 注151の事項を除き、この新提案に関してはコンセンサスがあった。この規定の目的は、1999年10月の条約準備草案第5条の条文に関して共同報告者が指摘していた困難な問題を克服しようとする点にある(Preliminary Document No.11の46頁参照)。それは、当時の第5条のもとでは、国内法に基づく行使されている管轄権(グレー・ゾーン)について争わないで出廷した場合には、その管轄権が条約により義務的管轄権に変換されてしまうという問題である。このことは当時の第5条の好ましくない効果であるという点ではコンセンサスがあった。この新しい規定により、被告の出廷は義務的管轄権のリスト(ホワイト・リスト)からはずされ、管轄権を争わないで被告が出廷した場合には、第1項に定める要件が満たされていることを条件に、承認又は執行を求められた裁判所による判決をした裁判所の管轄権の審査においてその被告は判決をした裁判所の管轄権を争うことができないことになる。

¹⁵³ 「のみ」という語を挿入するという提案は、以下に掲げるリストが執行拒否事由の排他的リストであることを明らかにしようとするものである<“...refusal or enforcement”は“...refusal of enforcement”の誤り>。Preliminary Document No.11の102頁参照。この条文にこの語を挿入することについてコンセンサスはない。

¹⁵⁴ このa号については合意された。

¹⁵⁵ このb号については合意された。

¹⁵⁶ 「手続によって判決がされたものである場合」という文言を削除して、「判決国における手続が」という文言を挿入すべきである旨の提案がなされた。これは規定の趣旨を明確

平で独立した裁判所で審理される当事者の権利を含む。))]に反する[ものである場合][手続によって判決がされたものである場合]]¹⁵⁷

d) 手続を開始する文書又はこれに類する文書(請求の不可欠な要素を含まなければならない。)が、被告に対して十分な期間を置き、かつ防御の準備をすることができる方法で通知されていない場合[、又は[適用される国際条約][通知が実施された国の国内法]に従って通知されていない場合。]¹⁵⁸ただし、判決をした裁判所の法律が通知の点を争うことを認めている場合において、被告が判決をした裁判所において出廷し、かつ、通知の点を争うことなく手続を進めたときは、この限りではない。¹⁵⁹

e) 判決が手続事項に関して詐取された場合¹⁶⁰

f) 承認又は執行がそれを求められた国の公序に明らかに反する場合¹⁶¹

2 本章の規定の適用のために必要な審査を除き、判決をした裁判所の判決の本案に関する再審理をしてはならない。¹⁶²

第29条 提出文書¹⁶³

1 承認又は執行を求める当事者は、次の文書を提出しなければならない。

a) 判決の完全かつ証明された謄本

b) 判決が被告が欠席のままされた場合には、手続を開始する文書又はこれに類する文書が欠席した被告に通知されたことを証する文書の原本又はその証明された謄本

c) 判決国において判決が既判力を有していること又は執行することができるものであ

にするためのものである。さらなる検討は、注157の問題についての決定がどうなるかによる。

¹⁵⁷ このc号があると、執行を遅延させるため、敗訴当事者が判決をした裁判所の公平性及び独立性を攻撃することを勢いづかせることになるとの理由から、これを削除すべきであるとの提案がなされた。また、このc号は締約国の裁判所の間の相互の信頼及び信用の必要性に反するものかもしれない。起草上の問題はあるとしても、例示を除く部分は受け容れ可能であろう。現在の形でのc号を置いたままとすることについてコンセンサスはない。

¹⁵⁸ このd号のうち括弧のついていない部分については特に問題は提起されなかった。括弧のついていない部分は、2つのオプション付きで提案された。最初の括弧内の第1のオプションは、民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達及び告知に関する1965年のヘーグ条約のような適用される国際条約の違反があった場合に、承認又は執行を求められた裁判所が承認を拒否することを認めるものである。第2のオプションは、通知が実施された国の法律が定める要件に従って通知されなかった場合に、承認又は執行を求められた裁判所が承認を拒否することを認めるものである。すべての場合とは言えないが、ほとんどの場合、通知が実施された国は承認又は執行を求められた国と一致する。いずれのオプションについても受け容れについてコンセンサスはない。

¹⁵⁹ 起草上の問題はあるものの、「ただし」以下の文言を追加することについては合意された。

¹⁶⁰ このe号については合意に達した。

¹⁶¹ このf号については合意に達した。

¹⁶² この項については合意に達した。

¹⁶³ 本条については、1999年10月の条約準備草案のままコンセンサスにより承認された。ただし、第25条について提案されている修正が受け容れられた場合には、起草上の修正を要することになる。

ることを証するのに要求されるすべての文書

d) 承認又は執行を求められた裁判所が求める場合には、前三号の文書の[法的に]¹⁶⁴権限ある者による翻訳文

[2 承認又は執行を求める申立てには、この条約に付属するフォーム¹⁶⁵(承認又は執行を求められた裁判所が求める場合には、そのフォームの[法的に]¹⁶⁶権限ある者による翻訳文を含む。)を添付することができる。]¹⁶⁷

3 認証その他の形式は、要求しない。

4 承認又は執行を求められた裁判所が判決内容から本章の要件が満たされているかを審査することができない場合は、その裁判所は、必要な他の文書の提出を求めることができる。

第30条 手続

判決の承認、執行の宣言又は執行のための登録の手続及び判決の執行は、この条約に別段の定めがない限り、承認又は執行を求められた国の法律によって規律される。[承認又は執行を求められた国の法律は、執行の宣言又は執行のための登録に対する上訴を認めなければならない。]¹⁶⁸承認又は執行を求められた裁判所は、[国内法上利用可能な最も迅速な手続に従って]¹⁶⁹[迅速に]手続を進めなければならない。

第31条 手続の費用

1 請求者の他の締約国の国籍又は他の締約国における常居所のみを理由としては、いかなる名称であっても、[第30条の手続のための]¹⁷⁰訴訟費用の支払を保証する担保、保証又

¹⁶⁴ 「法的に」という語を追加すべきである旨の提案がなされた。コンセンサスはない。

¹⁶⁵ 将来の議論の基礎として、このフォームの案を別添IIIに添付している。

¹⁶⁶ 「法的に」という語を追加すべきである旨の提案がなされた。コンセンサスはない。

¹⁶⁷ このフォームの性格、その添付を強制的なものとするのか、申立てに基づいて利用可能なものとするのか、又は判決をした裁判所の側の裁量によることとするのかについては、なお検討を要することが合意された。

¹⁶⁸ この提案は、執行認可状又は登録を認める判決又はこれを退ける判決のいずれに対しても少なくとも1回の上訴の可能性があるようにしようというものである。しかし、そのような判決に対する争い方についての規定は国内法に委ねられるべきであるとの理由から反対意見も出された。この問題については未解決である。

¹⁶⁹ 括弧内の文言は、既存の条文案の「迅速に(expeditiously)」という語に代えるべく提案されたものである。その趣旨は、Preliminary Document No.11の110頁における報告者のコメントにおいて、第30条は「各締約国の国内法上最も迅速な手続を利用・・・するという義務を締約国に課している」とされていることに対応して、そのことをこの条約において条文化しようということである。しかし、この提案は国内法に対してあまりにも重大な干渉となるとの懸念や、地域的な条約等において規定されている一定の迅速な手続は世界的な条約においては必ずしも適切とはいえないのではないかとの懸念が表明された。問題の所在をより明確にするため、このような規定はある国が締約国となっている条約等のために特に利用可能とされている手続を用いることをその国に義務づけるものではなく、その国の条約でない規範(一般法)によるべきことを義務づけるものである旨の指摘が報告者からなされた。この規定についてコンセンサスはない。

¹⁷⁰ この追加は、本条の内容を変えようとするものではなく、本条の適用範囲を明確にする

は供託を要求してはならない。

[2 前項の規定により担保、保証又は供託を免除された者に対して締約国の一においてなされた訴訟費用の支払いを命ずる決定は、その決定により利益を得ることができる者の申立てにより、他の締約国において無償で執行される。]¹⁷¹

第32条 法律扶助¹⁷²

[締約国に常居所を有する自然人は、承認又は執行の手続において、承認又は執行が求められている国に常居所を有する者に適用されるのと同じ条件によって法律扶助を受ける権利を有する。]

第33条 損害賠償

1 非填補的な損害賠償（懲罰的損害賠償を含む。）を命じる判決は、承認又は執行を求められた国の裁判所が類似の又は同等の損害賠償を命じたであろうとされる限度で承認及び執行される。この規定は、承認又は執行を求められた裁判所が判決をした裁判所の命じた損害賠償額の全額までの額について自国法に基づいて承認又は執行することを妨げない。

¹⁷³

2 a) 債務者が、承認又は執行を求められた裁判所に対し、判決国に存在する事情を含むすべての事情に照らし、極めて高額な損害賠償¹⁷⁴が命じられたことを証明した場合は、減

ために提案されたものである。このような追加が必要であることに対しては疑問が呈され、また、意図しない結果が生ずることを懸念する意見もあった。これに対しては、扶養義務に関する決定の承認及び執行に関する1973年のヘーグ条約の第16条を参照すべきである旨が指摘もなされた。この項の内容についてはコンセンサスに達した。

¹⁷¹ 本項の提案は、裁判への国際的アクセスに関する1980年のヘーグ条約第15条及び民事訴訟手続に関する1954年のヘーグ条約第18条に基づくものである。その趣旨は、承認又は執行を求められた裁判所が、判決をした裁判所に対して判決債権者が判決の詐取を働いたといった理由でその判決の執行を拒否した場合において、判決債務者が負担した訴訟費用の支払いについて承認又は執行を求められた裁判所が下した決定の執行を確保しようとするものである。この点についてコンセンサスはない。

¹⁷² この規定は憲法上の問題を惹起するとの理由からこれをこの条約から削除する旨の提案がなされた。また、いくつかの国の代表はこの規定は不可欠のものではなく、したがって削除可能であるとの見解を表明した。しかし、いくつかの国の代表にとってはこの規定は極めて重要であるとされた。「オプト・イン」条項によって問題の解決を図ることができるとの意見もあった。これらの諸提案についてはいずれもコンセンサスは得られていない。

¹⁷³ この第1項はコンセンサスによって承認され、1999年10月の条約準備草案の条文と差し替えられた。この条文を作成した作業部会は第1項と第2項の順序を入れ替えることも提案した。

¹⁷⁴ 報告者は、原則として「極めて高額な」とは「判決をした裁判所の基準に従って極めて高額な」ということを意味するとの趣旨のPreliminary Document No.11の114頁における記述は、損害賠償が極めて高額であるか否かの問題は判決をした裁判所の基準のみに基づいて判断されるべきだということの意味するものではないと説明した。この判断は、個々の事件の状況、特に、判決債権者が判決国に居住していたか承認又は執行を求められた国に居住していたかによって異なってくる。後者の場合には、明らかに、承認又は執行を求められた国の基準がより重要となるであろう。

額された額に限って承認又は執行することができる。ただし、債権者が意見を述べる機会を有する手続を経た後に限る。

b) 承認又は執行を求められた裁判所は、判決国に存在する事情を含む同一の事情に照らし、承認又は執行を求められた国で命じられるべき賠償額より少ない額のみの承認又は執行¹⁷⁵をすることはできない。¹⁷⁶

3 第1項又は前項の適用に当たり、承認又は執行を求められた裁判所は、判決をした裁判所によって命じられた損害賠償がその手続に関する訴訟費用を含んでいるか及び含んでいる場合にはその程度を考慮しなければならない。

第34条 可分性

[選択肢A]

判決が可分な内容を含む場合には、1つ又は複数の部分について、個別に承認、執行の宣言、執行のための登録又は執行をすることができる。]¹⁷⁷

[選択肢B]

部分的な承認又は執行

次のいずれかの場合には判決の部分的な承認又は執行が認められる。

- a) 部分的な承認又は執行が申し立てられた場合
- b) この条約上、判決の一部だけが承認又は執行できるものである場合
- c) 判決が部分的に満足を受けている場合]¹⁷⁸

第35条 公正証書

[選択肢A]

1 各締約国は、相互の保証を条件として、他の締約国において形式を満たして作成され、又は登録されかつ執行することができる公正証書を執行することを宣言することができ

¹⁷⁵ 執行という語をここや本条の他の箇所に追加することは、本条が承認及び執行の双方に適用されることを明確にするために提案されたことである。Preliminary Document No.11の113頁における報告者のコメント参照。この提案はコンセンサスにより受け入れられた。

¹⁷⁶ 制定法に基づく損害賠償(違反の場合に命ずるべき額をその制定法が予め定めている場合)、損害賠償の予定(違反の場合に支払われるべき金額を契約で予め定めている場合)及び損害賠償判決に対する固定利息は第33条の適用範囲に入るのか否か、もし入るのであれば、その性質は填補的であるのか非填補的であるのかという質問がなされた。共同報告者は、そのような場合にも第33条は適用され、その種の損害賠償が填補的なものであるのか懲罰的なものであるのかの分類は承認又は執行を求められた裁判所によって決定されることになる旨示唆した。承認又は執行を求められた裁判所は、判決国の当該制定法の規定や準拠法に基づいて解釈された契約条項が単に原告の損害を補償するために必要な金額を見積もろうとしたものなのか、それとも罰金を科そうとしたものなのかを考慮することになる。

¹⁷⁷ これは1999年10月の条約準備草案の条文である。Preliminary Document No.11の113頁において共同報告者は、この条文は部分的な執行を明示的には規定していない旨指摘している。部分的な執行を定める条文であれば、承認又は執行を求められた裁判所が判決のうち既に弁済その他の方法により満足を受けた部分を切り取って残りを承認又は執行することを認めることになる。

¹⁷⁸ これは代替案であり、将来の議論に資するためにこの文書に盛り込まれた。

る。]¹⁷⁹

〔選択肢B

1 締約国において適法に作成され又は登録され、かつ執行することができる公正証書は、申立てにより¹⁸⁰、他の締約国において執行が可能であることを宣言される。]¹⁸¹

2 公正証書は、公的機関又はこれから授権を受けた者によって公証され、かつ、その公証は署名及び文書の内容の双方に関するものでなければならない。¹⁸²

[3 本章の承認及び執行に関する規定は、準用する。]¹⁸³

〔第X条¹⁸⁴

いかなる締約国も、この条約の批准、受諾、承認若しくは加入の時に、又はその後いつでも、第35条を適用しないこと、又は相互主義を条件として第35条を適用することを宣言することができる。¹⁸⁵]¹⁸⁶

第36条 和解¹⁸⁷

裁判所が認可した和解は、この条約が適用される判決と同一の条件(和解に適用されるべきものに限る。)で承認、執行の宣言又は執行のための登録をしなければならない。

第*章 一般規定**

第37条 他の条約との関係

条約準備草案の別添の諸提案と、今会期のために作成された複数の作業文書をこの概要の別添Iとして再録することが合意された。

¹⁷⁹ これは1999年10月の条約準備草案の条文である。この条文案によれば、第35条を活用することを望む国は、同様の宣言をしている他の国との間の相互主義に基づいて、これを採用するという選択を個別にすることになる。

¹⁸⁰ 「申立てにより」という文言が何を意味するのか、また、申立ての手段と形式(書面によるのか、裁判所に対してするのか等)は国内法に委ねるのかを明確にするため、更なる議論が必要であろう。

¹⁸¹ この選択肢Bによれば、第35条は、提案されている後述の第X条で予定されている宣言をしていないすべての締約国に対して適用されることになる。第1項についてどちらの選択肢がよいかについてコンセンサスには達しなかった。

¹⁸² これは1999年10月の条約準備草案の条文である。

¹⁸³ この項は括弧に入れたままとすることが決定された。

¹⁸⁴ この規定は、第1項についての選択肢の一部である。これが採用された場合には、おそらくこの条約の一般規定の中に置かれることになる。これが採用された場合、締約国には次のオプションが与えられることになる。

- ・ いかなる場合にも第35条は適用しないこと
- ・ 相互主義のもとで第35条を適用すること
- ・ 相互主義を要件としないで第35条を適用すること、すなわち、自国法には公正証書の制度がないにもかかわらず、他国の公正証書に効力を与えること

¹⁸⁵ この提案において相互主義を要件とするか否かは未決定である。

¹⁸⁶ この規定についてコンセンサスはない。

解釈の統一を含む第38条から第40条

この事項はまだ議論されていない。

第41条 連邦条項

この事項はまだ議論されていない。

[第42条 この条約の批准及び加入¹⁸⁸

[選択肢A

1 この条約は、いずれかの2締約国がそれぞれ当該2締約国の間でこの条約のもとでの条約関係の効力を生じさせることを確認する宣言を寄託することを条件として、その効力発生の日とその2締約国の間で有効となる。

2 批准書若しくは加入書の寄託の時、又はその後いつでも、各国は、当該国がこの条約のもとでの条約関係に入るすべての締約国に関する宣言の謄本を寄託者に寄託しなければならない。締約国は、いつでも宣言を撤回し又は修正することができる。

3 寄託者は、受領したすべての宣言をすべての締約国及びヘーグ会議の加盟国に配布しなければならない。

4 ヘーグ国際私法会議はこの条に従って寄託された宣言についての情報を定期的に講評しなければならない。]

[選択肢B

1 この条約は、第19通常会期の時点にヘーグ国際私法会議の加盟国であった国による署名のため開放される。¹⁸⁹

2 この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、オランダ王国外務省に寄託する。

3 その他の国は、この条約に加入することができる。

4 加入書は、オランダ王国外務省に寄託する。

5 この条約は、加入書の寄託の後3番目の月の最初の日にその加入国について効力を生ずる。

6 加入は、加入国とその加入を受諾することを宣言した締約国との間の関係に関してのみ効力を有する。この宣言は、加入の後にこの条約を批准、受諾又は承認する加盟国によってもされなければならない。この宣言は、オランダ王国外務省に寄託する。同省は外交上の経路を通じて証明された謄本を各締約国に送付しなければならない。

7 この条約は、加入した国とその加入を受諾することを宣言した国との間では、受諾の

¹⁸⁷ この規定はコンセンサスで承認された。

¹⁸⁸ この事項についての将来の議論に資するため、次の2つの提案をこの文書に入れておくことについて合意がなされた。2箇国間化に関する規定を置くべきか否か、置く場合はその規定はどのような形式をとるべきか、そして、2箇国間化はどこまで及ぶものとするべきかについては、何らの決定もなされていない。

¹⁸⁹ ヨーロッパ共同体がこの条約の締約国になる方法についての検討が求められた。

宣言を寄託した後3番目の最初の日に効力を生ずる。〕^{190]}

¹⁹⁰ この提案は、子の国際的な奪取の民事面に関する1980年のハーグ条約第37条及び第38条の文言に従ったものである。

別添 I ¹⁹¹

第37条 他の条約との関係

第1提案：

1 この条約は、この条約の締約国が締約国である又は締約国となる国際条約等であって、この条約により規律される事項に関する条項を含むものに、影響を与えない。ただし、当該国際条約等の締約国が別段の宣言をする場合にはこの限りではない。

2 もっとも、当該国際条約等が第18条の規定により認められない法廷地を定めている限度で、この条約は、当該国際条約等に優先する。

3 前項の規定は、関係国の間における地域的その他の性質の特別の結びつきに基づく統一法及び諸国の共同体により採択される法律文書についても適用する。

第2提案：

1 a) 本条において、[改正された] ブラッセル条約、欧州連合の規則[...]及び[改正された] ルガノ条約を「欧州文書」と総称する。

b) 前号の条約の締約国又は前号の規則が適用される欧州連合の加盟国は、「欧州文書国」と総称する。

2 [本条の]次項及び第4項に定める場合を除き、欧州文書国は、欧州文書が適用される場合には、この条約ではなく、欧州文書を適用しなければならない。

3 次に掲げる事項に関する欧州文書の規定が適用される場合を除き、欧州文書国は、被告が欧州文書国に住所を有していない場合には、第3条、第5条から第11条まで、第14条から第16条まで及び第18条を適用しなければならない。

a) 専属的管轄権

b) 管轄権を与える合意

c) 訴訟競合及び関連訴訟

d) 消費者又は労働者の保護のための管轄権

4 被告が欧州文書国に住所を有する場合であっても、欧州文書国の裁判所は、次の各号に掲げる条をそれぞれ当該各号に定めるときに適用しなければならない。

a) 第4条 選択された裁判所が欧州文書国ではないとき

b) 第12条 この規定により専属的管轄権を有する裁判所が欧州文書国にないとき

c) 第21条及び第22条 その裁判所が管轄すべきものとして手続を停止し又は管轄権を行使しない場合の当該裁判所が欧州文書国の裁判所でないとき

(注) 他の条約及び法律文書のために別の条項が必要となる。

¹⁹¹ 第1提案から第3提案までは1999年10月の条約準備草案に添付されていたものである。第4提案は2001年6月の会期において提案され、議論されたものである。

第3提案：

5 他の国際条約(以下「他の条約」という。)により認められる管轄権に基づいてされたこの条約の締約国の裁判所の判決は、当該他の条約の締約国であるこの条約の締約国の裁判所において、承認又は執行をしなければならない。締約国が第...条に定める留保に基づき次の事項を選択した場合は、本項は適用しない。

- a) 本項による規律を受けないこと
- b) 指定する他の条約に関して本項による規律を受けないこと

第4提案¹⁹²：

第2条 領域的適用範囲

次の通り、第1項の柱書きに、括弧内の文言を追加する。

1 第2章の規定は、すべての当事者がその国[又は第[]条により締約国とされる地域経済統合機関の領域内]に常居所を有する場合を除くほか、締約国の裁判所において適用する。ただし、すべての当事者がその[締約]国[(地域経済統合機関を含む。)]に常居所を有する場合であっても、次の各号に掲げる条は、それぞれ当該各号に定めるときには適用する。
[・・・]

第37A条 特定の事項に関する他の条約との関係

この条約は、この条約の締約国が締約国である又は締約国となる条約であって、特定の事項に関して裁判管轄権又は判決の承認若しくは執行を規律するものに影響を与えない。

第37A条 特定の事項に関する他の条約との関係

この条約は、この条約の締約国が締約国である又は締約国となる他の条約であって、特定の事項に関して裁判管轄権又は判決の承認若しくは執行を規律するものの適用に影響を与えない。ただし、当該他の条約の適用は、当該他の条約の締約国ではないこの条約の締約国のこの条約上の権利及び義務に影響を与えない。

第X条 この条約による裁判管轄権の割り振り

この条約のいかなる規定も、締約国の裁判所の間での裁判管轄権の国内的な配分に関する当該締約国の規則に影響を与えない。

¹⁹² 将来の議論に資するため、第37A条及び第X条は原則として地域経済統合機関をも適用対象とすることができる旨の指摘がなされた。

別添II（第8条）

第1提案

第8条 個別的雇用契約

1 労働者は、次のいずれかの裁判所において、使用者に対し、個別的雇用契約に関する事項についての請求を提起することができる。

a) 労働者が常居所を有する国の裁判所

b) 労働者が通常労務を行っている国又は行っていた国の裁判所[。ただし、労働者がその国で通常労務を行うことを合理的に予見できなかった場合は、この限りでない。]

c) 労働者が一国で通常労務を行わず又は行わなかった場合は、労働者を雇用した営業所の所在する国若しくは所在した国又は紛争を生じさせた労務を労働者が行っていた国の裁判所

2 使用者は、労働者が常居所を有する国又は労働者が通常労務を行っている国の裁判所においてのみ、労働者に対し、個人の雇用契約に関する事項についての請求を提起することができる。

3 もっとも、次の場合には、第4条第1項及び第2項の要件を満たす合意において指定された裁判所において訴訟を提起することができる。

a) その合意が紛争発生後のものである場合

b) その合意が労働者にその合意により指定された裁判所か第1項が定める裁判所かのいずれかを選択することを認めている場合

c) その合意が紛争を生じさせた労務を労働者が行っていた国の法律により両当事者を拘束し、かつ、その合意がその国が第X条に定める宣言において定めた要件を満たす場合

第2提案

第8条 個別的雇用契約

1 個別的雇用契約に関する事項については、労働者は使用者に対し次のいずれかの裁判所において請求を提起することができる。

a) 労働者が通常労務を行っている国又は行っていた国の裁判所[。ただし、労働者がその国で通常労務を行うことを合理的に予見できなかった場合はこの限りでない。]

b) 労働者が一国で通常労務を行わず又は行わなかった場合は、労働者を雇用した営業所の所在する国又は所在した国の裁判所

2 使用者の労働者に対する請求は、次のいずれかの裁判所にのみ提起することができる。

a) 次のいずれかの国の裁判所

i) 労働者が常居所を有する国

ii) 労働者が通常労務を行っている国

b) 労働者と使用者が第4項b号又はc号が適用される合意を締結していた場合には、その合意により指定された裁判所

3 次の場合にのみ、第4条は労働者と使用者との間の合意に適用される。

a) 労働者に第<1>項に定める国以外の国の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合

- b) その合意が紛争発生後のものである場合
- c) その合意の締結時に労働者が居住していた国の法律により、その合意が労働者を拘束する場合

第3提案

第X条 消費者契約及び雇用契約に関する留保

- 1 締約国は、署名、批准、受諾、承認又は加入の時に、この条約の第7条又は第8条には拘束されない旨の宣言をすることができる。
- 2 前項の規定に従って宣言をする締約国は、第7条又は第8条に従って下された判決に関してはこの条約の第3章には拘束されない旨の宣言もすることができる。
- 3 前二項の規定に従って宣言をする締約国は、その宣言が適用される事項に関してはこの条約の締約国とはされない。

注：

この提案はエジンバラ草案の別添III-A <Preliminary Document No.13の6頁以下>の第25bis条及び第8条第4項c号に対する代替案である。これは、1999年条約案の第7条及び第8条の既存の文言とも整合的に適用することができる。しかし、エジンバラ草案の裁判管轄権のルールについては若干の修正を施すことが必要となろう。

この留保の目的は、消費者又は労働者についての特別のルールを受け容れない国がこの点についてこの条約からオプト・アウトすることができるようにするものである。

第1項の宣言をした国は、裁判管轄権に関するルールからはオプト・アウトすることができるが、第3章の承認及び執行に関するルールからはオプト・アウトできない。その結果、その国は第7条又は第8条に従って下された判決を承認及び執行する義務を負うが、裁判管轄権に関しては第7条及び第8条を適用する義務は負わないのである。

第2項により、締約国は消費者契約及び・又は雇用契約に関して完全にオプト・アウトする可能性を持つことになる。第1項の宣言をした国だけが、本項の宣言をすることができる。第1項及び第2項の宣言をすることを決定した国は、この条約上、消費者契約及び雇用契約に関して完全にオプト・アウトしたとみなされる。したがって、その国は第7条及び第8条を適用することはできず、第7条及び第8条に従って他の締約国で下された判決はこの宣言をした国においてはこの条約上は承認されないのである。

第3項は第1項及び第2項の宣言をした締約国は、この留保の適用される事項に関しては非締約国とされるということを明確化するものである。

第4提案：エジンバラ案

第8条 個別的雇用契約

- 1 本条は個人の個別的雇用契約に適用される。
- 2 労働者は使用者に対し次のいずれかの裁判所において請求を提起することができる。
 - a) 労働者が通常労務を行っている国又は行っていた国の裁判所[。ただし、労働者がその国で通常労務を行うことを合理的に予見できなかった場合はこの限りでない。]
 - b) 労働者が一国で通常労務を行わず又は行わなかった場合は、労働者を雇用した営業

所の所在する国又は所在した国の裁判所

3 使用者の労働者に対する請求は、次のいずれかの裁判所にのみ提起することができる。

a) 次のいずれかの国の裁判所

i) 労働者が常居所を有する国

ii) 労働者が通常労務を行っている国

b) 労働者と使用者が第4項b号又はc号が適用される合意を締結していた場合には、その合意により指定された裁判所

4 次の場合にのみ、第4条は労働者と使用者との間の合意に適用される。

a) 労働者に第2項に定める国以外の国の裁判所に訴えの提起を許す内容である場合

b) その合意が紛争発生後のものである場合

c) その合意の締結時に労働者が居住していた国の法律により、その合意が労働者を拘束する場合

第25条 承認又は執行される判決

「第25bis条に従うことを条件として」

[第25bis条]

1 締約国は、次の場合には、本章による判決の承認若しくは執行をしないことの宣言又は本章による判決の承認若しくは執行をするための条件を特定する宣言をすることができる。

a) 判決が第7条第2項又は第8条第2項に定める国の裁判所により下されたものであること、かつ、

b) 当事者が、第4条の要件を満たす合意であって、当該判決国以外の国の裁判所を指定するものを締結していたこと

2 [この条の宣言は、その宣言をする締約国が当該事件に相当する事件において関連条文に基づいて管轄権を行使するような場合には、第7条第2項[又は第8条第2項]により下された判決の承認及び執行を否定するものであってはならない。]

3 第1項に定める宣言をしている締約国は、その宣言の条件に従って、判決の承認又は執行を拒否することができる。]

別添III

フォームに関する非公式作業部会からの提案

この条約の付属書

フォーム

フォーム A

判決の確認書

(民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約(以下、条約という。)) による承認及び執行のため、判決を下したことの判決をした裁判所による確認のフォームのサンプル)

(判決をした裁判所)

(判決をした裁判所の住所)

(判決をした裁判所の担当者)

(判決をした裁判所の電話番号/FAX番号/EMAIL)

(原告)

対

事件/事件番号

(被告)

(判決をした裁判所) はここに、条約の締約国である (国、州、市) において、(日付け) に上記に記載する事項について判決を下したことを確認する。¹⁹³

1 次の選択肢のうち一又はそれ以上を選択すること。¹⁹⁴

A 本裁判所の被告に対する裁判管轄権は、本裁判所の手続法において実施されている条約の次の条文に基づいている。

.....
.....

B 本裁判所の被告に対する裁判管轄権は、国内法が定めている次の管轄原因に基づいている。

.....
.....

C 本裁判所は被告に対する管轄原因を判決文中で特定していない。

はい _____ いいえ _____

2 本裁判所の被告に対する裁判管轄権は次の事実認定に基づいている (事実認定が判決

¹⁹³ 第29条第1項 a 号。

¹⁹⁴ 第27条第1項 — 承認又は執行を求められた裁判所は判決をした裁判所の管轄権を審査しなければならない。

文中又は付属する決定書に記載されている場合は、その判決文及び決定書の関連頁数を示すこと。¹⁹⁵

.....

3 本裁判所は次の通り金銭の支払いを命じた（損害賠償の範疇がある場合には、それを示すこと）。¹⁹⁶

.....

4 本裁判所は次の通り利息の支払を命じた（利率、利息が発生する判決額の部分及び利息の起算日を示すこと）。

.....

5 本裁判所は判決中に次の通り本件訴訟に係る裁判費用（弁護士費用を含む。）を含めた（その金額（金銭の支払い命令の中に本件訴訟に係る訴訟費用をまかなうことを意図した額があればそれを含む。）を示すこと）。¹⁹⁷

.....

6 本裁判所は、次の通り、非金銭的な救済を判決の全部又は一部として命じた（その救済の性質を示すこと）。

.....

7 本判決は被告が欠席のまま下された。

はい_____ いいえ_____

（本判決が被告が欠席のまま下された場合には、被告に対して訴訟の通知がされたことを証する文書の原本又はその証明された謄本を添付すること。）¹⁹⁸¹⁹⁹

8 本判決(又はその一部)は現在（判決をした裁判所の属する国)において上訴の対象とな

¹⁹⁵ 第27条第2項 — 承認又は執行を求められた裁判所は判決をした裁判所が管轄権の判断の基礎とした事実認定に拘束される。

¹⁹⁶ 第33条参照。

¹⁹⁷ 第33条第3項。

¹⁹⁸ 第27条第2項— 判決が被告が欠席したままされた場合には、このフォームの名宛先の裁判所は判決をした裁判所が管轄権の判断の基礎とした事実認定に拘束されない。

¹⁹⁹ 第29条第1項b号。

っている。²⁰⁰

はい_____ いいえ_____

9 本判決（又はその一部）は現在（判決をした裁判所の属する国）において執行可能である。²⁰¹

はい_____ いいえ_____

文書のリスト：

.....
.....
.....

日付：20 年 月 日

裁判所職員による署名及び・又は捺印

²⁰⁰ 第25条第4項。

²⁰¹ 第25条第3項。